

第3編 風水害対策編

この計画は、本市で台風や集中豪雨などによる風水害や積雪による雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策、災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第3編 風水害対策編

第1章 風水害予防計画（p3-1）

第1節 風水害に強い都市環境の整備

第2節 風水害に強い防災体制の整備

第3節 市民と行政の協働による防災対策

第4節 風水害に関する調査研究

第2章 風水害応急対策計画（p3-37）

第1節 活動体制の確立

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第3節 発災初期における災害応急対策活動

第4節 救援期における災害応急対策活動

第3章 風水害復旧・復興計画（p3-102）

第1節 施設の復旧・復興計画

第2節 民生安定のための措置

第3節 激甚災害の指定

第4章 雪害対策計画（p3-108）

第5章 大規模水害計画（p3-109）

第1章 風水害予防計画

本市では、台風や豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害を受けてきたが、治水対策等を順次実施することで、古くから水害常襲地帯であった荒川や入間川流域の低地帯では被害がかなり減少している。

その反面、台地周辺の中小河川流域で市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が減少し、雨水の流出量が増えるなど、いわゆる都市型の水害の発生が見られるようになった。

特に、近年は気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、本市においても局地的集中豪雨により時間当たり 40mm 以上の降雨の影響で、中小河川流域や市街地を中心とした浸水被害が発生している。このほか、県内では竜巻による突風被害も発生しており、被害の多様化も見られる。今後もこれまでにない厳しい気象現象が起こりうる環境下において、本市は、その地理的・地形的条件から、大きな浸水被害を受ける危険性を有している。

このため、本市においても、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」に参画し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う「流域治水」に取り組んでいるところである。

こうした背景を踏まえ、本市は風水害に強い都市環境の整備、体制づくり及び市民との協働を大きな柱として、次に示す風水害予防計画を推進する。

（計画内容は、必要に応じ適宜、震災予防計画を準用する。）

風水害予防計画

第1節 風水害に強い都市環境の整備（p3-2）

第2節 風水害に強い防災体制の整備（p3-19）

第3節 市民と行政の協働による防災対策（p3-27）

第4節 風水害に関する調査研究（p3-35）

第 1 節 風水害に強い都市環境の整備

本市は、荒川をはじめとする河川に四方を囲まれており、常に水害の危険性を抱えている。そのため、これまでも治水事業を推進してきたが、依然として浸水する地域が残されている現状にある。

このため、本市は、流域整備計画を主軸とする風水害予防計画を策定し、風水害に強い都市づくりを推進するとともに、風水害に対する迅速な救援・救護活動の展開と日常生活の早期復旧を図るため、都市施設の安全化、防災拠点の整備、安全な避難環境の整備などを推進する。

風水害に強い
都市環境の整備

第1 風水害予防計画（p3-4）

- 1.1 流域整備計画
- 1.2 河川・下水道の整備
- 1.3 地盤沈下対策
- 1.4 土地利用の適正化
- 1.5 水防用資機材の確保
- 1.6 竜巻等突風対策

第2 計画的なまちづくりの推進（p3-11）

- 2.1 防災的土地利用計画の推進
- 2.2 地盤災害の予防
- 2.3 防災空間の確保

第3 都市施設の安全対策（p3-14）

- 3.1 建築物の耐震化
- 3.2 道路、交通施設の安全対策
- 3.3 河川施設の安全対策
- 3.4 農業集落排水処理施設の安全対策
- 3.5 倒壊物、落下物等の安全対策
- 3.6 ライフライン施設の安全対策
- 3.7 危険物等関連施設等の安全対策

第4 防災拠点の整備（p3-14）

- 4.1 防災拠点のネットワーク化
- 4.2 防災拠点施設の整備
- 4.3 その他の防災拠点の整備

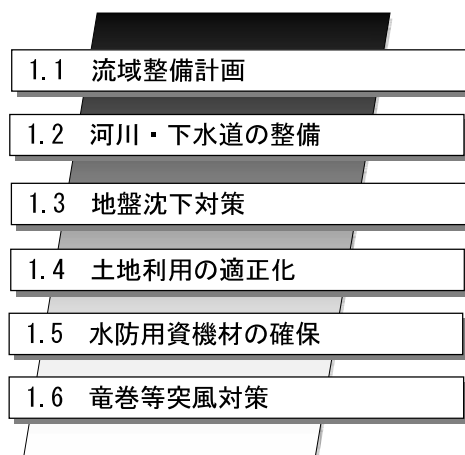
第5 安全避難の確保（p3-15）

- 5.1 避難計画の策定
- 5.2 指定避難所の整備
- 5.3 避難路の整備

第1 風水害予防計画

四方を河川に囲まれている本市では、治水事業が重要な役割を担っているが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が発生していることから、その対策が求められている。

このため、地域特性を考慮した治水対策を進め、水害に強いまちづくりを目指す。



1.1 流域整備計画

【河川課、下水道課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調整池・調節池の設置、流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

《方策》

- (1) 雨水流出抑制の推進
- (2) 洪水ハザードマップの公表

《内容》

(1) 雨水流出抑制の推進

本市では、市街化の進展により、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、保水機能が低下している。このことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し、局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、総合治水対策を実施する。

水害対策としては、雨水を河川や下水道施設に速やかに排水する流下型管きょ等の整備を基本とするが、その他の流域において雨水流出を抑制することにより、下流の河川や下水道施設への負担を軽減し、地下浸透による健全な水循環が図れる貯留・浸透施設の整備を推進する。

① 貯留施設の整備

次に示す各種事業により、貯留施設の整備を促進する。

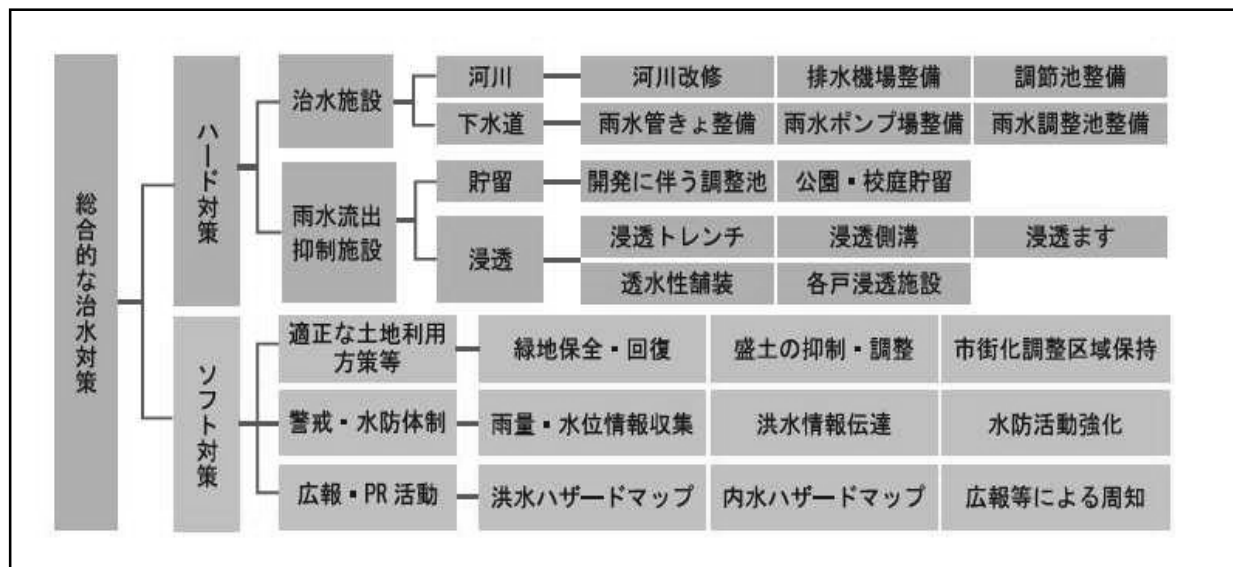
- ・雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと流出させるため、校庭や運動場の地盤を削って浅く広い面的な貯留スペースを造る。
- ・雨水調整池として用地を確保し、掘削整備する。
- ・公共用地の地下を掘削し貯留槽として整備し、道路、公園、校庭などと複合利用する。
- ・公共下水道の機能と兼ねて管内貯留させる。

② 浸透施設の整備

屋根に降った雨水を浸透井や浸透ます、浸透トレンチなどにより、地中に浸透させる。

また、道路においては、流出雨水を浸透側溝や透水性舗装により、地中に浸透させる事業を促進する。

■治水対策のイメージ



資料) 「第四次川越市総合計画」平成 28 年 3 月、川越市

(2) 水害ハザードマップの公表

平成 27 年 5 月に水防法が改正され、洪水予報及び水位周知を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害軽減を図るため、国土交通大臣は、荒川及び入間川流域が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定及び公表した。同様に県知事は、入間川流域や新河岸川流域が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として指定及び公表したほか、水防法の対象外となる洪水予報及び水位周知を行わない河川についても水害リスク情報図として作成及び公表した。

これは、想定される最大規模の降雨を前提として、浸水が想定される区域及び深さを表示したものである（対象降雨の規模については 2.1 浸水想定河川にて詳述）。

これに伴い、川越市では「【国管理】荒川・入間川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、「【県管理】入間川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、「【県管理】新河岸川流域洪水ハザードマップ（想定最大規模）」、平成 15 年 8 月 5 日に川越市で観測された集中豪雨を基にした「内水ハザードマップ」をまとめた「水害ハザードマップ（2022 年 6 月更新版）」を作成及び公表した。

なお、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

1.2 河川・下水道の整備

【河川課、下水道課、事業計画課】

四方を河川に囲まれた本市は、治水事業が重要な役割を担っている。特に、近年多発する集中豪雨等による浸水被害が各地区で発生していることから、治水対策が求められている。

治水事業については、国土交通省が荒川右岸堤防の嵩上げや、入間川右岸の排水樋管の改築など、水害を軽減するための事業を行っている。

また、県では、平成 10 年新河岸川河川激甚災害対策特別緊急事業として、新河岸川の改修事業、調節池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調節池等の整備を推進している。

本市も、このような事業との整合性を図りながら、治水整備基本計画（平成 11 年 3 月策定）に基づき、内水排除ポンプの設置、雨水管きよ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきた。しかし、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面による甚大な被害が発生しており、その対策が求められている。

なお、本市の下水道の雨水整備状況は、整備面積 1,749ha、整備率 34.0%、管きよ延長は、合流管約 150km、分流雨水管 118km となっている。

《方策》

- (1) 河川整備
- (2) 雨水整備
- (3) 雨水の有効利用の促進
- (4) 内水ハザードマップの活用

《内容》

(1) 河川整備

本市における河川整備の推進は、次のとおりである。

- ・ 準用河川久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川天の川・古川・今福川の河川改修、普通河川の河川整備に努める。
- ・ 平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風により、市内各所で発生している浸水被害を踏まえ、再度災害防止のため、川越江川や下小坂樋管周辺等の内水対策を進める。
- ・ 国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を推進する。

(2) 雨水整備

本市における雨水整備の推進は、次のとおりである。

○【管きょ】公共下水道雨水管きょ整備事業の推進

都市の雨水排水に効果的な雨水管きょ整備事業は、排水先の河川管理者と十分な協議・調整のもと、公共下水道事業認可に基づき系統的・計画的に推進する。

○【調整池】雨水調整池等整備事業の推進

既設下水道管への負担軽減のため、雨水を一時的に貯留する調整池等整備事業を今後推進し、浸水被害の解消を図る。

○【ポンプ場】雨水ポンプ場整備事業の推進

地盤が低く河川に近い土地における浸水対策は、雨水ポンプ場整備が効果的であるため、排水先の河川管理者と十分な協議のうえ整備を推進する。

(3) 雨水の有効利用の促進

本市における雨水の有効利用の促進は、次のとおりである。

住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きょへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進する。

(4) 内水ハザードマップの活用

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

本市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成している。内水被害を軽減するため、内水ハザードマップを住民に周知し、避難路や避難場所等の確認、土のう設置箇所の検討等への活用を促していく。

1.3 地盤沈下対策

【環境対策課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成 14 年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、本市は、地盤沈下対策として「埼玉県生活環境保全条例」により、第一種指定地域に指定されており、全ての用途の地下水の採取が規制されている。

1.4 土地利用の適正化

【都市計画課、開発指導課】

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

1.5 水防用資機材の確保

【防災危機管理室、河川課、道路環境整備課】

市は、水害時の水防活動に必要な水防用資機材を常備し、その維持、管理に努める。

1.6 竜巻等突風対策

【防災危機管理室、農政課、教育財務課、教育指導課】

埼玉県内では、平成25年9月に、2度にわたって大きな竜巻災害が発生した。

そのため、本市では、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる必要がある。

《方策》

- (1) 職員及び市民等への知識の普及
- (2) 被害予防対策
- (3) 活動体制の整備
- (4) 適切な対処法の普及

《内容》

(1) 職員及び市民等への知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

① 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや対処方法、並びに竜巻等突風から身を守る適切な避難行動について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

② 竜巻注意情報等気象情報の普及

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度など、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について普及を図る。

(2) 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は、被害の予防対策を図るとともに、市民等に対して予防対策の普及を図る。

市	○重要施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策 ○農作物における耐風対策の検討
市民	○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○屋内における避難場所の確保
学校	○飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策

(3) 活動体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制、並びに伝達体制を整備し、被害の防止を図る。

① 活動体制の整備

市は、竜巻等突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻等突風の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

② 住民への情報伝達体制

事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

③ 目撃情報の活用

市職員、並びに防災関係機関等から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

(4) 適切な対処法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

□竜巻から命を守るための対処法

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

□竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	○野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ○屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 ○屋内 ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ○屋外 ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

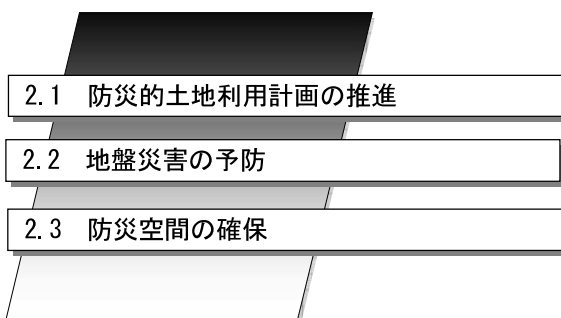
出典）「埼玉県地域防災計画（本編）」令和5年3月 埼玉県防災会議

第2 計画的なまちづくりの推進

本市は、これまでに風水害発生時に災害の危険性が高いと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては、依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地や公園の整備等による防災空間の確保並びに道路及び橋りょうの整備をより一層推進し、風水害に強いまちづくりを計画的に推進する。



2.1 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課、建設管理課】

本事項については

第2編 第1章 第1節 第1 『1.1 防災的土地利用計画の推進』(p2-4)を
準用する。

2.2 地盤災害の予防

【防災危機管理室、開発指導課】

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を把握し、警戒避難体制を整備するなど災害を予防するための対策について定める。

《方策》

- (1) 危険箇所及び指定区域の状況
- (2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制の整備
- (3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策
- (4) 危険が確認された盛土に対する是正措置

《内容》

(1) 危険箇所及び指定区域の状況

本市には、土砂災害危険箇所として急傾斜地崩壊危険箇所が3か所ある。

これらの箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置している。

なお、埼玉県が指定する「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われていないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等の指定が平成26年1月に行われた。

『 → 資料2.1「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照 』

《参考》

◆急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制の整備

本市は、土砂災害危険箇所について、住民に対する周知、情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。併せて、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策

本市は、急傾斜地崩壊危険箇所が土砂災害警戒区域等に指定されており、市は、当該区域において、次に示す警戒避難体制の整備等の対策を講ずる。

□土砂災害警戒区域における対策

- ・土砂災害警戒区域を含む住民組織や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ・土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ・土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ・予報又は警報の発表基準、土砂災害警戒情報を住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

□土砂災害特別警戒区域における対策

- ・住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設建築のための開発行為に関する許可
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対する移転等の勧告

■土砂災害防止法による区域指定（平成26年1月28日指定）

区分	内容	本市の指定状況
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	6箇所
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	4箇所

『 → 資料2.2「土砂災害警戒区域等一覧」参照 』

(4) 危険が確認された盛土に対する是正措置

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

2.3 防災空間の確保

【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】

本事項については

第2編 第1章 第1節 第1『 1.3 防災空間の確保 』（p2-10）を準用する。

第3 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の公共土木施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

特に、洪水浸水想定区域等内の大規模工場等（※水防法施行規則の基準（延べ面積が1万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する）の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。

このほか、危険物等関連施設等については、危険物等取扱事業者が主体となり、安全対策を行うことが求められる。当該事業者は、危険物等取扱事業所が所在する地域の洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

本事項については

第2編 第1章 第1節 『第2 都市施設の安全対策』（p2-12）を準用する。

第4 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

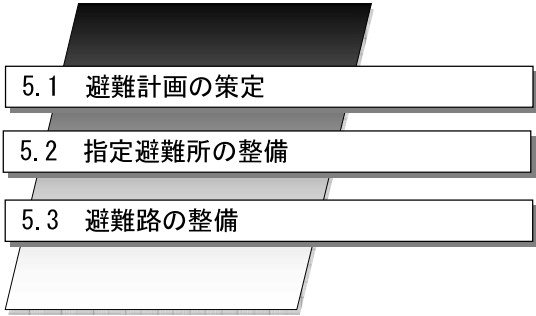
本事項については

第2編 第1章 第1節 『第3 防災拠点の整備』（p2-27）を準用する。

第5 安全避難の確保

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者や、延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、避難所の整備及び避難誘導體制の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

安全避難の環境整備を推進するために、必要な施策を次に定める。



5.1 避難計画の策定

5.2 指定避難所の整備

5.3 避難路の整備

5.1 避難計画の策定

【防災危機管理室】

《方策》

- (1) 避難計画策定の考え方
- (2) 要配慮者関連施設の安全避難の確保
- (3) 市民に対する避難計画等の適切な周知
- (4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制の整備

《内容》

(1) 避難計画策定の考え方

緊急時に際し、その事態に即応した迅速かつ的確な避難措置を講じ、洪水浸水想定区域内にある市民を安全区域に避難させるため、地域の実情に即した避難計画を策定する。

避難計画策定にあたっての避難行動の想定は、次のとおりとする。

■避難行動の想定

区分	避難の考え方
家屋倒壊等氾濫想定区域	早期に立退きが必要な区域。 避難情報に従って当該区域から安全な場所に速やかに確実に立退き避難する。
家屋倒壊等氾濫想定区域以外かつ想定浸水深 0.5m 未満の地域住民	原則避難しない。 (ただし、自主避難する場合は知人や親戚宅または最寄りの避難所等へ避難する。)
家屋倒壊等氾濫想定区域以外かつ想定浸水深 0.5m 以上の地域住民	原則、避難情報に従って安全な親戚・知人宅や市の指示する避難所へ避難する。 ただし、浸水の危険があっても、想定浸水深よりも高いところに居室がある、浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分ある場合は、自宅の上階にとどまること等により、安全を確保することも可能である。(屋内安全確保) (※一般的な2階建家屋の場合、想定浸水深 3m 以上の地域住民は、早期の立退き避難が必要になる。)

《参考》

◆家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食の発生することが想定される区域

(2) 要配慮者利用施設の安全避難の確保

平成 29 年 6 月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

本市は、避難確保計画作成等の支援や避難確保計画の内容の確認を行うとともに、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

《参考》

◆要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

『 → 資料 2.33 「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」 参照 』

(3) 市民に対する避難計画等の適切な周知

市民に安全かつ適切な避難を促すためには、市民への避難計画の周知が必要である。

このため、本市は、市民へのハザードマップや防災パンフレットの配布、市民や自主防災組織等との意見交換会、ワークショップの実施などを通じて、災害発生のメカニズムや当該地域の災害リスク、住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先、避難情報の意味合い（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味）等について、市民の理解を積極的に深めていくとともに、地域の避難計画は、こうした活動を通じて市民と協働して作成するものとする。

また、近年の集中豪雨における急激な水位上昇に迅速に対応することができるよう、上記の活動を通じて、地域住民等が現場で収集した情報をもとに自ら適切な避難行動を開始することができるような地域づくりを進めるものとする。

なお、市は避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底を図る。

(4) 洪水等に対する住民の警戒避難体制の整備

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、できるだけ細分化した地区名と合わせて伝達することが望ましい。ただし、細分化しすぎると伝達する地区数が増え、かえって居住者等にとってわかりにくい場合があることから、発令地区の単位及び発令対象区域をあらかじめ適切に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

「避難計画の策定」のその他の事項については
第2編 第1章 第1節 第4 『4.1 避難計画の策定』(p2-34)を準用する。

5.2 指定避難所の整備

【防災危機管理室、教育財務課】

指定避難所は、集中豪雨等により河川氾濫の危険性が高まった地域の住民が安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

学校などの避難所の利用は、体育館などに限定して利用することが望ましいが、体育館だけでは収容しきれない避難者が避難してきた場合は、一部普通教室なども避難所として利用することを検討する。

また、浸水区域に位置する避難所のなかには避難所自体が床上浸水し、避難所として利用できない施設が発生することもあることから、代替の避難所を指定するなど住民の安全確保に努める。

本事項については

第2編 第1章 第1節 第4 『4.2 避難拠点の整備』（p2-36）を準用する。

5.3 避難路の整備

【防災危機管理室】

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導体制の確立等、避難誘導体制の整備を図る必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第1節 第4 『4.3 避難路の整備』（p2-45）を準用する。

第2節 風水害に強い防災体制の整備

本市における風水害の危険性を見ると、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生することが予測されている。

このことから、今後、本市で起こり得る風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実させるとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理して、効率的・一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。



風水害に強い
防災体制の整備

第5 災害時医療体制の整備（p3-23）

5.1 防災医療システムの整備

5.2 初動医療体制の整備

5.3 後方医療体制の整備

5.4 要配慮者者に対する医療対策

5.5 医薬品等の確保

第6 防疫体制の整備（p3-23）

6.1 防疫活動体制の整備

6.2 防疫薬品・資機材の確保

6.3 埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営

第7 緊急輸送体制の整備（p3-24）

7.1 緊急輸送道路の確保

7.2 緊急輸送車両等の確保

第8 廃棄物処理体制の整備（p3-24）

8.1 ごみ処理体制の整備

8.2 し尿処理体制の整備

8.3 広報体制の整備

8.4 相談・苦情等の想定

8.5 職員の教育訓練

8.6 災害廃棄物処理計画の見直し

第9 住宅対策（p3-25）

9.1 応急仮設住宅の事前計画

9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

9.3 民間賃貸住宅等の把握

風水害に強い
防災体制の整備

第10 文教対策（p3-25）

10.1 文教対策

10.2 文化財の収蔵・保管体制の整備

10.3 防火体制等の整備強化

第11 帰宅困難者対策（p3-25）

11.1 帰宅困難者の把握

11.2 帰宅困難者発生に伴う影響

11.3 帰宅困難者への啓発等

11.4 帰宅困難者対策協議会の設置

第12 鉄道・道路の災害予防（P3-26）

第1 災害活動体制の整備

本市において、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水被害が発生し、救急・救助活動が実施されるが、同時に交通混乱等が発生し、被害の拡大をもたらすと考えられる。

このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第1 災害活動体制の整備』(p2-51)を準用する。

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

本市及び防災関係機関が災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第2 災害情報収集・伝達体制の整備』(p2-61)を準用する。

第3 非常用物資の備蓄

本市は、風水害発生時の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに、調達体制の整備を推進する。

また、荒川が氾濫した場合、市域の東側の広い範囲で浸水することから、備蓄品などが浸水被害に遭わないような対応も必要である。

なお、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者及び女性に十分配慮する必要がある。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第3 非常用物資の備蓄』(p2-67)を準用する。

第4 消防体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、より効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を最優先に行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を投入するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、本市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期すことが必要である。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第4 消防体制の整備』（p2-77）を準用する。

第5 災害時医療体制の整備

大規模な災害において、多数の負傷者に対して迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制を整備するとともに、要配慮者に対する医療支援、医薬品等の確保について、整備を図る。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第5 災害時医療体制の整備』（p2-82）を準用する。

第6 防疫体制の整備

災害時においては、被災者の健康の確保を目的とした衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

そのため、本市では、活動を円滑に実施するため、防疫活動体制を整備するとともに、防疫薬品・資機材の確保を行う。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第6 防疫体制の整備』（p2-89）を準用する。

第7 緊急輸送体制の整備

風水害発生直後の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第7 緊急輸送体制の整備』（p2-92）を準用する。

第8 廃棄物処理体制の整備

風水害時には、家屋の浸水被害や土砂災害等による家屋の倒壊等によって、木くず、コンクリートがら等、金属くず、腐敗性廃棄物、処理困難物等の通常の一般廃棄物とは異なる性状の廃棄物が大量に発生するとともに、避難所からの生活ごみやし尿に対する処理対策も必要となる。特に荒川氾濫による洪水の場合に発生する災害廃棄物の推計量は下記のとおりである。

このほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

■種類別の災害廃棄物の推計量（荒川氾濫による洪水）

総量 (トン)	災害廃棄物(トン)								
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品、貴重品	廃家電類	土砂
104,728	40,425	9,530	4,503	2,723	17,594	524	105	1,990	27,334

出典) 埼玉県災害廃棄物処理指針

なお、水害の場合は地震と異なり、水害により水田に堆積した稲わらの発生も想定される。稲わらについては、関係機関と連携し、東清掃センター及び資源化センターで受入れ、処理を行うものとする。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第8 廃棄物処理体制の整備』（p2-97）を準用する。

第9 住宅対策

風水害による浸水被害や土砂災害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は、災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定罹災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう、設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第9 住宅対策』（p2-102）を準用する。

第10 文教対策

本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第10 文教対策』（p2-107）を準用する。

第11 帰宅困難者対策

本市からは、毎日約86,000人の市民が他市区町村に通勤・通学（都内へは約30,000人）しており、首都圏で大規模水害が発生した場合には、多くの人が東京など市外で帰宅困難者になることが予想される。

また、本市には、市外から毎日約73,000人が通勤・通学しており、さらに、年間約660万人もの観光客が訪れている。これらの人たちも道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。

そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。

本事項については

第2編 第1章 第2節 『第11 帰宅困難者対策』（p2-110）を準用する。

第12 鉄道・道路の災害予防

特殊な気象条件下において、竜巻等突風が発生する可能性があり、それによる事故の発生など鉄道・自動車交通等の運行に支障が予想される。これらが発生した場合の被害等の軽減方策の強化について、以下のような対策を講じるよう関係機関に要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・風速計の新設等による風の観測体制の整備・風観測の手引き等の作成・暴風設備の手引きの作成・運転規則、突風対策についての調査・研究 |
|---|

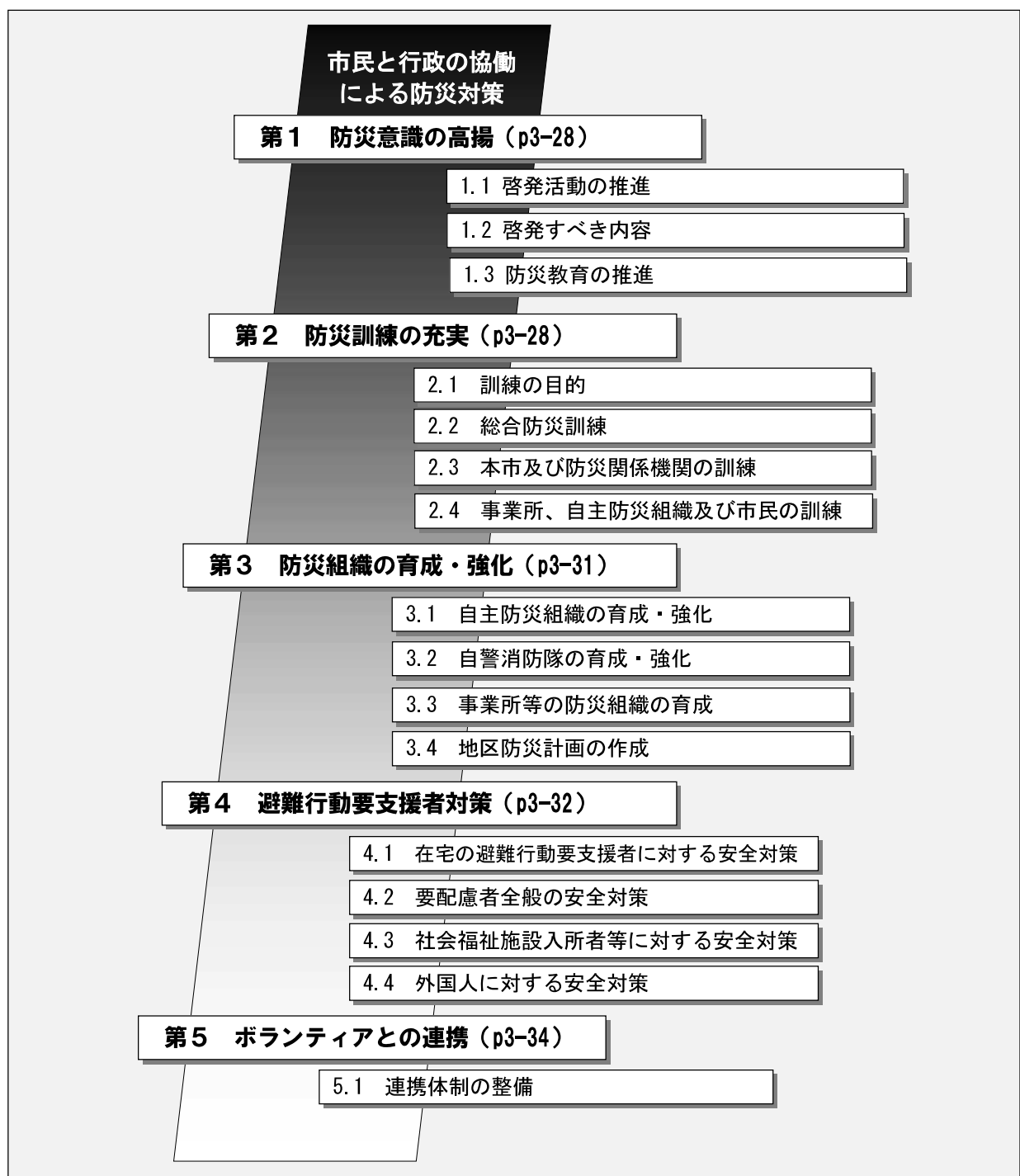
第3節 市民と行政の協働による防災対策

市民や事業所が日ごろから災害への備えをし、被災時に的確な対応をとることが、被害を軽減するうえで最も大きな力となる。

このことから、本市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

本市が実施する市民との協働による防災対策に係る施策を次に定める。



第1 防災意識の高揚

風水害による被害を未然に防止し軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた学習活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

特に近年、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防決壊により市内で浸水被害が発生した。水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成・配布など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

このほか、大規模な竜巻被害も発生しており、平成25年9月には熊谷市、越谷市、松伏町等で大きな被害が発生させた。竜巻等突風の予測は困難であるが、これが発生したときに適切な行動をとることができれば人的被害を軽減することは可能である。

防災訓練時等の際に、「自らつくるマイ・タイムライン作成の手引き」や内閣府が公表するパンフレット「竜巻等突風災害とその対応」等を紹介する等、一般市民に対して風水害に対する身の守り方等についての啓発・普及を行う。

その他、本事項については

第2編 第1章 第3節 『第1 防災意識の高揚』（p2-117）を準用する。

第2 防災訓練の充実

本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の向上を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を次に定める。

2.1 訓練の目的

2.2 総合防災訓練

2.3 本市及び防災関係機関の訓練

2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

2.1 訓練の目的

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

本事項については

第2編 第1章 第3節 第2『2.1 訓練の目的』（p2-123）を準用する。

2.2 総合防災訓練

【防災危機管理室、消防組合、各課共通】

本事項については

第2編 第1章 第3節 第2『2.2 総合防災訓練』（p2-124）を準用する。

2.3 本市及び防災関係機関の訓練

【防災危機管理室、河川課、消防組合、各課共通】

(1) 水防訓練

水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、次のとおり水防訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果の期待できる時期を選び、定期的を実施する。

訓練場所については、訓練の実施内容に合わせて選定する。

② 実施方法

本市、消防組合、消防団及び河川管理者が相互に協力して実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容の一部又は全部について実施する。

- | | | |
|--------------|---------|------------|
| ・水防工法訓練 | ・避難誘導訓練 | ・水防資機材輸送訓練 |
| ・通信、情報連絡訓練 | ・召集訓練 | ・広報訓練 |
| ・その他水防上必要な訓練 | | |

(2) 応急水害対策訓練

本市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水害が発生しやすい地区（水害常襲地区）に配

置する職員の水防知識及び技術の習得を図り、市民と協力して被害を最小限にするため、次のとおり応急水害対策訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

出水期前の、最も訓練効果の期待できる時期を選び、実施する。
また、訓練場所については、訓練に適する場所を利用して実施する。

② 実施方法

本市は、消防組合の協力のもと、市職員を対象に実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容で実施する。

- ・排水ポンプ操作訓練
- ・情報収集伝達訓練
- ・その他応急水害対策上必要な訓練

(3) 土砂災害対策訓練

本市は、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を図り、土砂災害による被害を最小限にするため、次のとおり土砂災害対策訓練を実施する。

① 実施の時期及び場所

6月の土砂災害防止月間を中心に実施する。訓練場所については、土砂災害警戒区域等にて行う。

② 実施方法

市職員及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に実施する。

③ 訓練内容

訓練は、以下のような内容で実施する。

- ・避難訓練
- ・情報収集伝達訓練
- ・その他土砂災害対策上必要な訓練

2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【防災危機管理室、消防組合】

本事項については

第2編 第1章 第3節 第2『2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練』
(p2-129)を準用する。

第3 防災組織の育成・強化

大規模な風水害が発生した場合、本市及び防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋りょうの損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、市民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生後における人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

本市は、このような防災活動が効果的に実施されるよう、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

このほか事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本事項については

第2編 第1章 第3節『第3 防災組織の育成・強化』（p2-131）を準用する。

第4 避難行動要支援者対策

風水害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合、要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でない。また、要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者が被害を受ける事例が多く報告されている。

このため本市は、これら避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。

本市の要配慮者の安全確保を推進するための施策を次に定める。

4.1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

4.2 要配慮者全般の安全対策

4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

4.4 外国人に対する安全対策

4.1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、
地域包括ケア推進課、介護保険課】

地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。

そのため、本市は在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力及び連帯の体制の確立に努めるものとする。

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4.1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策』
(p2-140)を準用する。

4.2 要配慮者全般の安全対策

【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、
地域包括ケア推進課、介護保険課】

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、地域での要配慮者支援体制の整備や要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備等を行うものとする。

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4. 2 要配慮者全般の安全対策』（p2-143）を準用する。

4. 3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

【障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども家庭課、保育課、療育支援課】

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、日ごろから連絡先を把握し、避難情報の伝達体制づくりに努める。

特に、荒川が氾濫した場合、市域東側の広い範囲が浸水すると予想されることから、洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等は、平常時から円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。また水害時は施設入所者の状況の把握に努め、伝達される洪水情報や避難準備情報等に応じて迅速な対応を行うこととする。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、ファクシミリを基本とする。

『 → 資料 2. 33 「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」 参照 』

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4. 3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策』（p2-145）を準用する。

4. 4 外国人に対する安全対策

【防災危機管理室、国際文化交流課】

本市は、市内に在住する外国人が言葉や文化の違いから、風水害時にパニック等の混乱を起こさないように、外国人の安全確保に必要な対策を推進する。

本事項については

第2編 第1章 第3節 第4 『4. 4 外国人に対する安全対策』（p2-147）を準用する。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有する専門ボランティアと、避難所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としない一般ボランティアがあり、大規模災害時におけるボランティア活動が、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは、周知のとおりである。

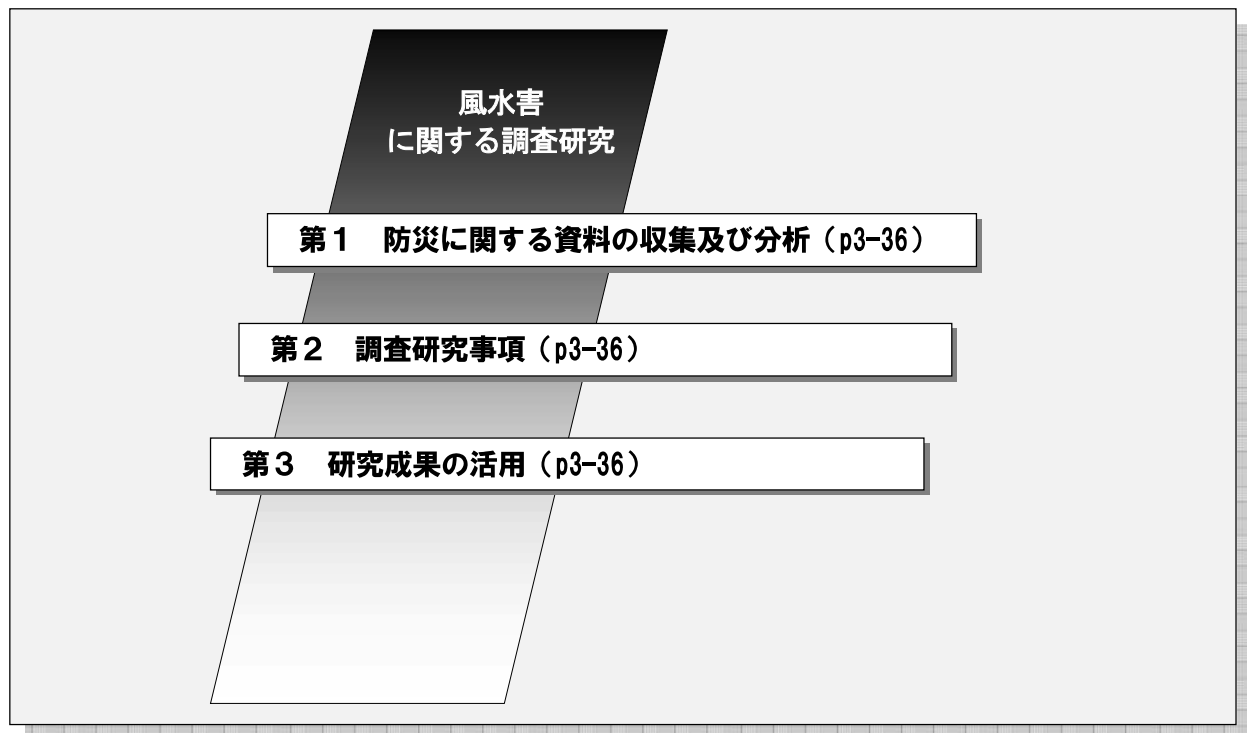
このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築する必要がある。

本事項については

第2編 第1章 第3節 『第5 ボランティアとの連携』（p2-149）を準用する。

第4節 風水害に関する調査研究

風水害は、地域的特性を有し、自然的・社会的条件があいまって、複雑、多様な現象を示す。したがって、本市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、効果的な災害対策を推進するため、災害現象を科学的に分析し検討する調査研究を実施するよう努める。なお、調査研究に当たっては、男女別データの収集・分析に努める。



第1 防災に関する資料の収集及び分析

本市は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理して、必要に応じて活用できるよう努める。

第2 調査研究事項

調査研究事項は、次に示すとおりである。

- ・災害想定
- ・本市風水害の特質と最近の傾向
(集中豪雨等による都市部の内水氾濫など)
- ・危険地区の実態把握と被害想定
- ・災害情報の収集伝達に関する総合的システム
(中小河川の急激な増水に対応した避難情報の発令・伝達方法等)

第3 研究成果の活用

本市は、風水害に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第2章 風水害応急対策計画

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、本市は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

（計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策計画を準用する。）

風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立（p3-38）

第2節 警戒期における災害応急対策活動（p3-46）

第3節 発災初期における災害応急対策活動（p3-82）

第4節 救援期における災害応急対策活動（p3-97）

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう市の活動体制を定める。



活動体制の確立

第4 民間への協力依頼等（p3-44）

4.1 自治会、自主防災組織への協力依頼

4.2 民間団体への協力依頼

4.3 人的公用負担

第5 物資・資機材の調達（p3-44）

5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達

5.3 物的公用負担

第6 広域応援等（p3-44）

6.1 埼玉県への応援要請

6.2 他市町村への応援要請

6.3 防災関係機関への応援要請

6.4 応援の受入れ

6.5 職員の派遣要請・あっせん要請

6.6 広域応援の実施

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼（p3-45）

7.1 自衛隊派遣要請の判断

7.2 災害派遣要請要領

7.3 自衛隊の自主派遣

7.4 派遣部隊の撤収要請

7.5 経費の負担区分

活動体制の確立

第8 ボランティアとの連携（p3-45）

8.1 災害ボランティアセンターの設置

8.2 専門ボランティアの振り分け

8.3 ボランティアへの支援

第9 災害救助法の適用（p3-45）

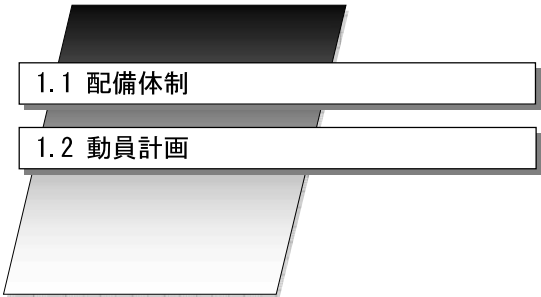
9.1 災害救助法の概要

9.2 災害救助法の適用及び実施

9.3 災害救助法が適用されない場合の措置

第1 配備体制と動員計画

災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、本市がとるべき活動体制及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



「配備体制と動員計画」	
事 項	担当班
1.1 配備体制	各班（各課）共通
1.2 動員計画	各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班

1.1 配備体制

【各班（各課）共通】

本市の風水害対策に係る配備体制と配備基準は、以下のとおりである。

なお、洪水及び内水への対応については、川越市洪水対応タイムライン及び川越市内水対応タイムラインを活用して実施する。

■配備体制と配備基準〔風水害対策〕

配備区分		配備基準	活動内容
監視体制	通常の組織をもって活動にあたる体制	本市を対象とする大雨、洪水等の気象警報が発表された場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
警戒体制	警戒対策本部を設置し、警戒活動にあたる体制	・本市を対象とする大雨、洪水等の気象警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ・指定河川（荒川、入間川流域（入間川、小畔川）、新河岸川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えるおそれがある場合 ・市民等から内水に関する情報が入った場合 ・台風の接近により、被害が予測される場合 ・その他、必要と認めた場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第1配備	・指定河川（荒川、入間川流域（入間川、小畔川）、新河岸川）の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがある場合 ・広域で内水氾濫が発生するおそれがある場合 ・台風の接近により、相当の被害が予測される場合 ・特別警報が発表された場合 ・その他、必要と認めた場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。

■配備体制の決定手続き

配備体制	決定手続き
監視体制	危機管理監が行い、副市長及び市長へ報告する。
警戒体制	副市長が行い、市長へ報告する。
非常体制	警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行う。

《参考》

◆タイムライン

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

『 → 資料2.35「川越市洪水対応タイムライン」参照 』

『 → 資料2.36「川越市内水対応タイムライン」参照 』

1.2 動員計画

【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】

本事項については

第2編 第2章 第1節 第1『1.2 動員計画』（p2-163）を準用する。

第2 災害対策本部の設置・運営

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第2 災害対策本部の設置・運営』（p2-167）を準用する。

第3 情報通信手段の確保

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第3 情報通信手段の確保』（p2-173）を準用する。

第4 民間への協力依頼等

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第4 民間への協力依頼等』（p2-177）を準用する。

第5 物資・資機材の調達

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第5 物資・資機材の調達』（p2-179）を準用する。

第6 広域応援等

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第6 広域応援等』（p2-181）を準用する。

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』（p2-189）を準用する。

第8 ボランティアとの連携

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第8 ボランティアとの連携』（p2-195）を準用する。

第9 災害救助法の適用

本事項については

第2編 第2章 第1節 『第9 災害救助法の適用』（p2-199）を準用する。

第2節 警戒期における災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

警戒期における 災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達（p3-47）

- 1.1 注意報・警報等の情報
- 1.2 水防情報
- 1.3 土砂災害警戒情報
- 1.4 竜巻等突風に関する情報の発信
- 1.5 異常な現象発見時の通報

第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報（p3-61）

- 2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 2.2 火災警報の周知

第3 水防活動・土砂災害対策活動（p3-63）

- 3.1 危険区域の監視・警戒
- 3.2 決壊時の処置
- 3.3 応援の要請
- 3.4 水防信号
- 3.5 公用負担
- 3.6 土砂災害対策活動

第4 避難活動（p3-71）

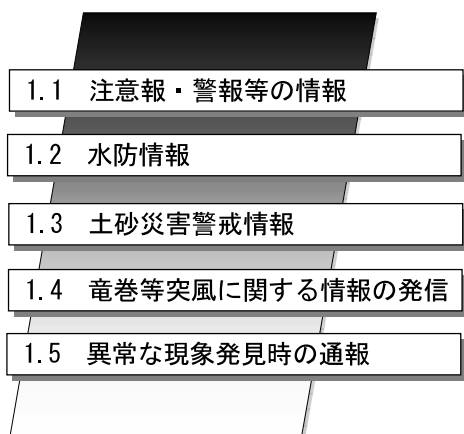
- 4.1 避難情報
- 4.2 警戒区域の設定
- 4.3 避難誘導及び移送
- 4.4 避難所の開設
- 4.5 避難者名簿の作成
- 4.6 埼玉県への報告
- 4.7 広域避難のための避難場所の調整
- 4.8 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

一方で、警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。



「風水害に関する情報の収集・伝達」	
事項	担当班
1.1 注意報・警報等の情報 (1) 注意報・警報等の種類、発表基準等 (2) 注意報及び警報等の伝達 (3) 注意報及び警報等の伝達系統 (4) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用	防災危機管理室 河川課
1.2 水防情報 (1) 洪水予報 (2) 水防警報 (3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統	防災危機管理室 河川課
1.3 土砂災害警戒情報 (1) 発表及び解除 (2) 伝達系統	防災危機管理室
1.4 竜巻等突風に関する情報の発信	防災危機管理室
1.5 異常な現象発見時の通報 (1) 発見者の通報 (2) 市長の通報	防災危機管理室

1.1 注意報・警報等の情報

【防災危機管理室、河川課】

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報、情報等を発表し、関係機関に通知する。

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

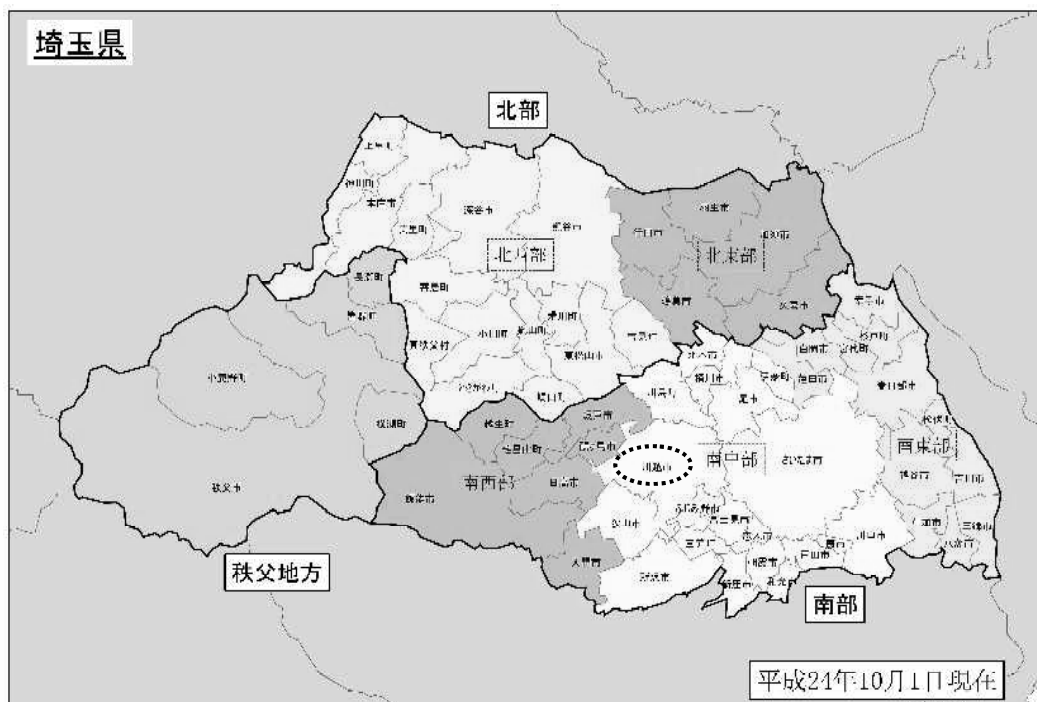
(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

① 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。なお、特別警報・警報・注意報の発表にあたりテレビやラジオによる放送等では、市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

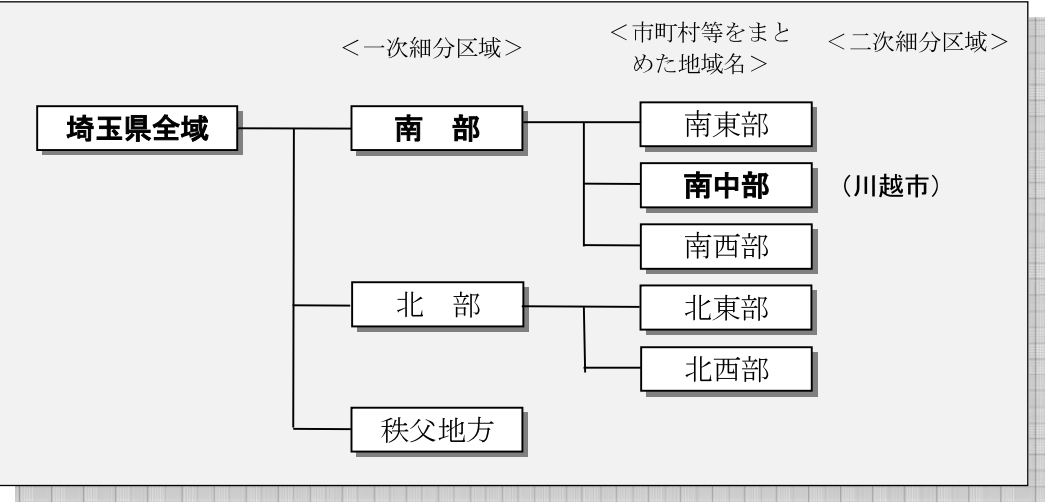
本市は、南部（一次細分区域）の南中部（市町村をまとめた地域）に該当する。

■埼玉県の地域細分



出典) 気象庁「気象警報・注意報や天気予報の発表区域」

■埼玉県の地域細分



② 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■警報・注意報発表基準一覧表」のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

川越市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた区域		南中部	
種類				基準
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119
	洪水	流域雨量指数基準		九十川流域＝6.7、不老川流域＝22.6、久保川流域＝8.8
		複合基準※1		九十川流域＝（7，6.4）、 久保川流域＝（7，7.9）、 新河岸川流域＝（13，15.7）、 荒川流域＝（7，80）
		指定河川洪水予報による基準		入間川流域〔小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋〕、新河岸川〔宮戸橋〕、荒川〔熊谷・治水橋〕
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		9
		土壌雨量指数基準		82
	洪水	流域雨量指数基準		九十川流域＝5.3、不老川流域＝18、久保川流域＝7
		複合基準※1		九十川流域＝（5，5.3）、 不老川流域＝（5，17.6）、 久保川流域＝（5，7）、 小畔川流域＝（5，13.8）、 新河岸川流域＝（5，14.1）、 荒川流域＝（5，65.1）

	指定河川洪水予報 による基準	入間川流域〔小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋〕、新河岸川〔宮戸橋〕、荒川〔熊谷・治水橋〕
強風	平均風速	11m/s
風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等で被害が予測される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最少湿度 25% 実効湿度 55%	
なだれ		
低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下※2	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

※2：冬季の気温は熊谷地方気象台の値

③ キキクル（警報の危険度分布）

警報・注意報の発表判断に使用されている「指数」が、実際にどこで警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる「キキクル（危険度分布）」が提供されている。その内容は以下のとおり。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

④ 早期注意情報

早期注意情報（警報級の可能性）は5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑤ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される

⑥ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑦ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（川越市は埼玉県南部に該当）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺

で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 注意報及び警報等の伝達

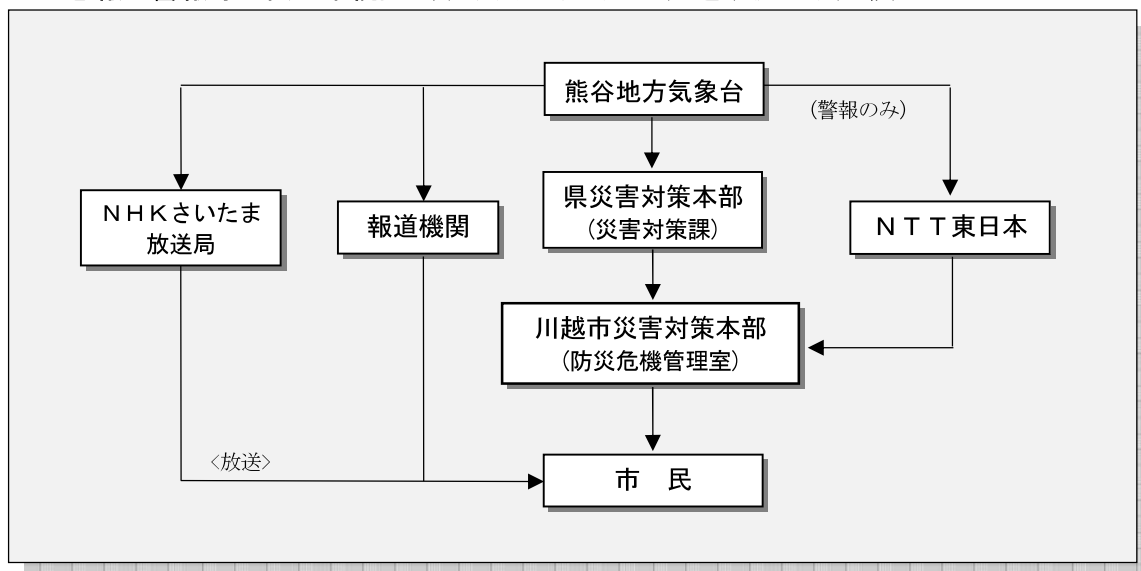
市は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する（災害対策基本法第56条）。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する（気象業務法第15条の2）

(3) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を次に示す。

■注意報・警報等の伝達系統図（本市及び市民への伝達系統のみ記載）



注）NHKについては、報道機関ではあるものの気象業務法に基づく伝達機関であり、他の報道機関との位置付けが異なることから、上記のように別記した。

(4) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。

また、市は、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

□熊谷地方気象台から直接連絡する場合

- ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合②実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合③特別警報を警報に切り替えた場合 <p>※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。</p> |
|--|

1.2 水防情報

【防災危機管理室、河川課】

(1) 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報実施区域、及び埼玉県知事が指定した河川について埼玉県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報実施区域とがある。

本市に関係する洪水予報を行う河川及び洪水予報の種類は、次のとおりである。

■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報 区域名	河川名	区 域		基準水位 観測所	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く。）まで	熊谷	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く。）まで	ちすいはし 治水橋	7.50	12.20	12.70
入間川 流域	いるまがわ 入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	すがま 菅間	8.00	11.50	12.00
		右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	おがや 小ヶ谷	2.50	2.90	3.30
	おつべがわ 越辺川	左岸	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで	にっさい 入西	3.00	3.00	3.20
		右岸	埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から入間川への合流点まで				
	こあぜがわ 小畔川	左岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	やはたばし 八幡橋	3.50	3.60	4.20
		右岸	埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）

予報 区域名	河川名	区 域		基準水位 観測所	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
新河岸川	しんがしかわ 新河岸川	左岸	埼玉県川越市大字大仙波1259-1地先から埼玉県和光市下新倉4197地先まで	みやどはし 宮戸橋	A. P. 6.00	A. P. 7.12	A. P. 7.48
		右岸	埼玉県川越市扇河岸243-2地先から埼玉県和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

■洪水予報の種類

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

種類	概要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から本市に通知される水防警報は、次のとおりである。

① 国土交通大臣の行う水防警報

本市に係る国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

水系	河川名	基準水位 観測所	水防警戒区域		発表を 行うもの
荒川	荒川	熊谷	左岸	自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町 434 番の 1 地先	荒川上流 河川事務所
			右岸	自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島 289 番の 1 地先	
		治水橋	左岸	自：上尾市大字平方横町433番の5地先 至：戸田市早瀬 1 丁目 4335 番地先	
			右岸	自：川越市大字中老袋字田島301番の1地先 至：東京都板橋区三園 2 丁目 80 番の 1 地先	
	入間川	小ケ谷	左岸	自：川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先 至：比企郡川島町大字角泉字亀尾 388 番地の 1 地先	
			右岸	自：川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先 至：川越市大字府川字高畑 1112 番の 8 地先	
		菅間	左岸	自：比企郡川島町大字角泉字亀尾388番地の1地先 至：幹川合流点	
			右岸	自：川越市大字府川字高畑1112番の10地先 至：幹川合流点	
	小畔川	八幡橋	左岸	自：川越市大字吉田字下河原添614番地先東上線鉄橋上流橋 至：越辺川合流点	
			右岸	自：川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東上線鉄橋上流橋 至：越辺川合流点	

■水防警戒の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)
荒川	熊 谷	熊谷市榎町	3. 00	3. 50	5. 50
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7. 00	7. 50	12. 70
入間川	小ケ谷	川越市大字小ケ谷	2. 00	2. 50	3. 30
	菅 間	川越市大字鹿飼	7. 00	8. 00	12. 00
小畔川	八幡橋	川越市大字小堤	3. 00	3. 50	4. 20

② 埼玉県知事の行う水防警戒

本市に係る埼玉県知事が水防警戒を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

■河川名及びその区域

指定区間河川		基準水位 観測所	水防警戒区域		延長 (m)
水系	河川名				
荒川	入間川	新富士見橋	左岸	自：狭山市広瀬1丁目18地先 広瀬橋上流端 至：川越市的場 1127 地先 入間川橋上流端	7, 995
			右岸	自：狭山市鶴ノ木 広瀬橋上流端 至：川越市池辺 1969 地先 入間川橋上流端	
	新河岸川	宮戸橋	左岸	自：川越市大字大仙波1259-1地先 至：和光市下新倉 4197 地先	18, 880
			右岸	自：川越市大字扇河岸243-2地先 至：和光市下新倉6丁目4198-1地先	

■水防警戒の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
入間川	新富士見橋	狭山市上広瀬	A. P. 48. 40	A. P. 49. 10	A. P. 49. 69
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸	A. P. 4. 50	A. P. 6. 00	A. P. 7. 48

③ 水防警報の種類と発表基準

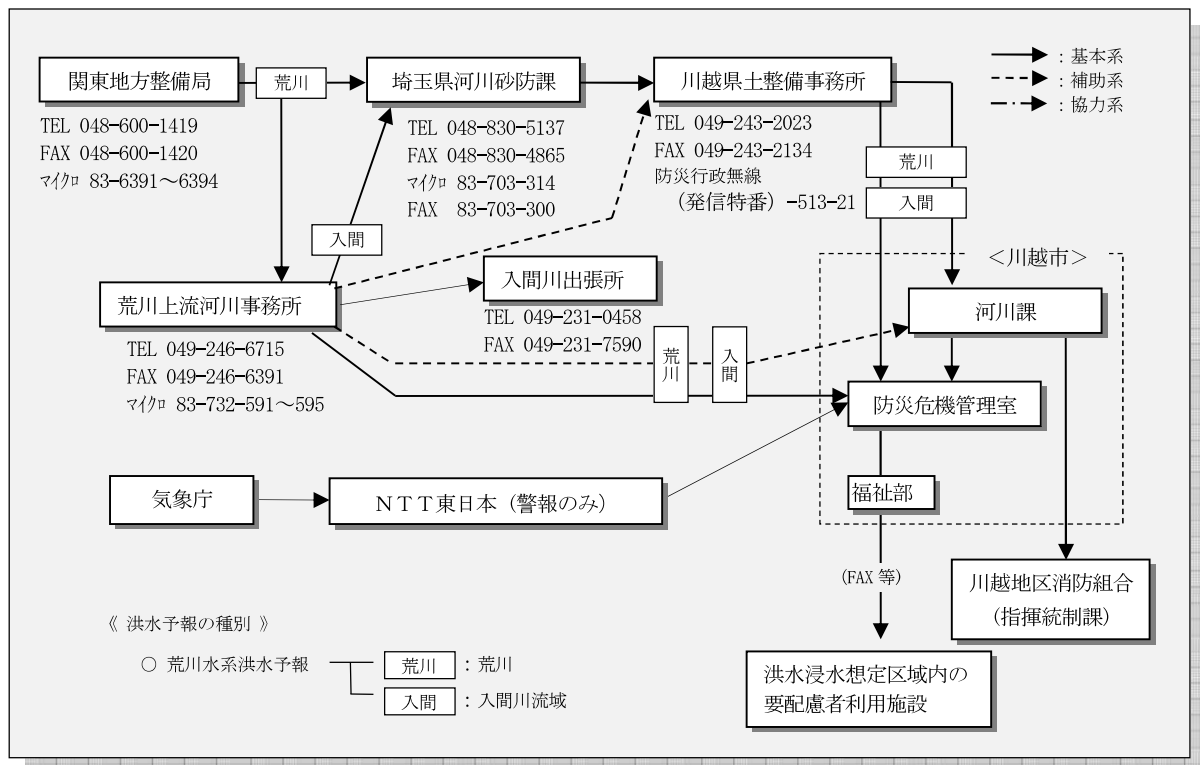
種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の確保、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫注意情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する

(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統

① 国と気象庁が共同して発表する洪水予報の伝達系統（水防法第10条）

国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報及び荒川上流河川事務所長と熊谷地方気象台長が共同して発表する洪水予報の伝達系統は、次に示すとおりである。

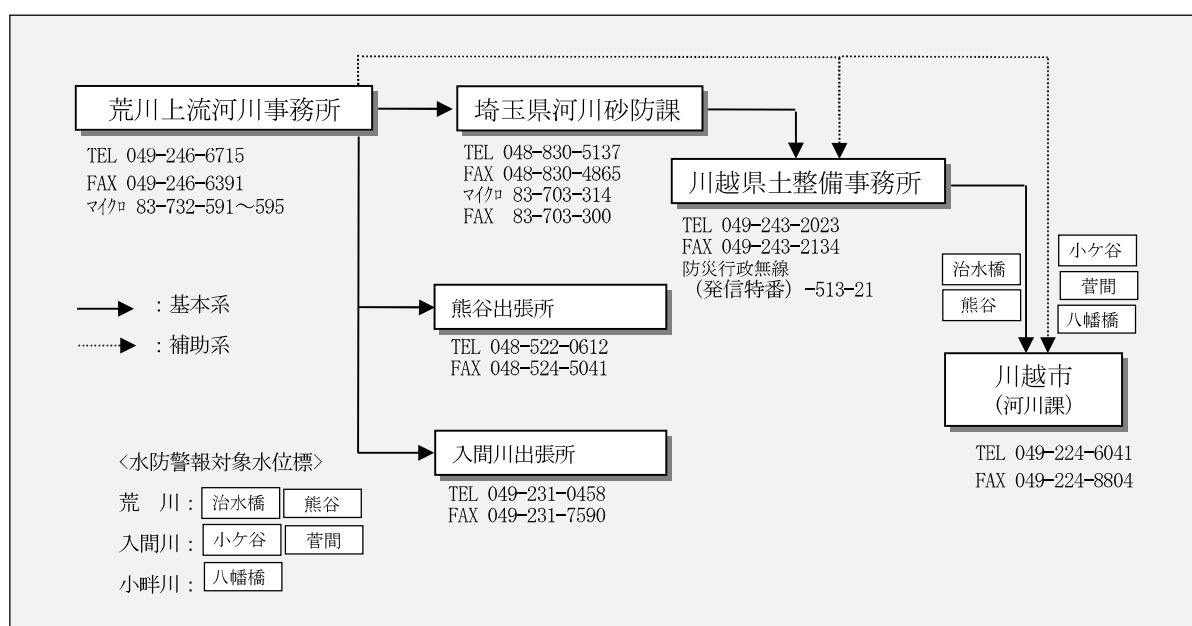


② 埼玉県知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の伝達系統

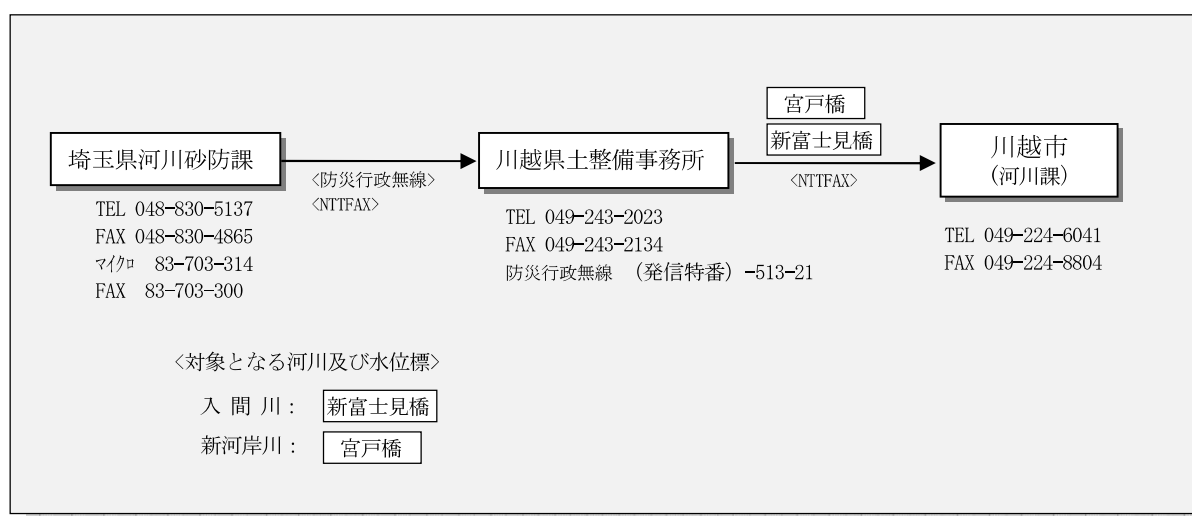
（水防法第11条第2項及び気象業務法第14条の2第3項関連）



③ 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達系統（水防法第16条関連）



④ 埼玉県知事が行う水防警報の伝達系統（水防法第16条関連）



1.3 土砂災害警戒情報

【防災危機管理室】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、伝達系統は、「本節 『1.1 注意報・警報等の情報』 『(2) 注意報及び警報等の伝達系統』」による。

(1) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

項目	基準
発表基準	○大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
解除基準	○降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(2) 伝達系統

伝達系統は、「本節 『1.1 注意報・警報等の情報』 『(2) 注意報及び警報等の伝達系統』」による。

1.4 竜巻等突風に関する情報の発信

【防災危機管理室】

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。また、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう情報の付加等を行う。

□市町村単位での情報の付加に係る参考

①「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応
(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

②竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、本市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、本市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

③市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本市が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「本編 第1章 第1節 第1『1. 6 竜巻等突風対策』『(4)適切な対処法の普及』」の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。

④当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 市内及び周辺において竜巻の発生したことを本市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（「本編 第1章 第1節 第1『1. 6 竜巻等突風対策』『(4)適切な対処法の普及』」の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。

1.5 異常な現象発見時の通報

【防災危機管理室】

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災対法第54条第4項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次のとおりである。

□気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

○気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょう等）

○地震・火山に関する事項

- ・火山関係
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
- ・地震関係
数日間にわたり頻繁に感じるような地震

第2 消防法に基づく火災気象通報と火災警報

空気が乾燥して風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため市民への呼びかけを行う。

2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

2.2 火災警報の周知

「消防法に基づく火災気象通報と火災警報」	
事項	担当班
2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達 (1) 火災気象通報 (2) 火災警報	消防組合
2.2 火災警報の周知 (1) 基本方針 (2) 周知方法	消防組合

2.1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

【消防組合】

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防組合は的確に火災警報を発令し、住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

□通報の実施基準

熊谷地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

2.2 火災警報の周知

【消防組合】

(1) 基本方針

火災警報が発令されたとき、消防組合は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

(2) 周知方法

- ・消防車両による広報
- ・サイレンの吹鳴による広報
- ・その他適切な方法

第3 水防活動・土砂災害対策活動

本市は、気象状況等から市域内に河川の氾濫、洪水その他の水害及び土砂災害の発生が予想される場合に、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動及び土砂災害対策活動を実施する。

3.1 危険区域の監視・警戒
3.2 決壊時の処置
3.3 応援の要請
3.4 水防信号
3.5 公用負担
3.6 土砂災害対策活動

「水防活動・土砂災害対策活動」	
事項	担当班
3.1 危険区域の監視・警戒 (1) 水防に関する活動体制 (2) 水防機関の活動	本部班、現地調査班、河川班、消防組合、消防団
3.2 決壊時の処置 (1) 決壊時の処置 (2) 避難のための立退き (3) 水防解除	現地調査班、河川班、消防組合、消防団
3.3 応援の要請 (1) 水防管理団体相互の協力応援 (2) 自衛隊に対する出動要請	本部班
3.4 水防信号	本部班
3.5 公用負担 (1) 公用負担の権限 (2) 損失補填	関係各班
3.6 土砂災害対策活動 (1) 土砂災害警戒情報の活用 (2) 情報の収集・伝達 (3) 避難誘導 (4) 二次災害の防止	本部班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、消防団

3.1 危険区域の監視・警戒

【本部班、現地調査班、河川班、消防組合、消防団】

(1) 水防に関する活動体制

本市は、水防法の定めるところにより、水防管理団体として本市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。

このため、本市域における水防活動は本市、消防組合及び消防団が中心となり、また警察署等関係機関と綿密な連携を図り、実施するものとする。

□水防組織

- ・水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- ・水防の実務は、「現地調査班」、「河川班」、消防組合及び消防団が行う。
- ・水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

① 常時監視

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、消防組合及び消防団に随時市内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

『 → 様式 24「河川等水位情報」参照 』

② 非常警戒

市長（水防管理者）は、「現地調査班」、「河川班」、消防組合及び消防団に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び埼玉県川越県土整備事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

③ 警察署への協力要請（水防法第22条）

市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、川越警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(2) 水防機関の活動

① 水防機関の非常配備

市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、消防組合及び消防団を次の指示に支障のないような状態におくものとする。

□消防組合、消防団

消防局の体制は、状況に応じ、消防組合の定めるところにより警防本部及び署隊本部を設置し対応にあたるものとする。また、消防団は川越地区消防組合消防団条例の定めるところによる。

『 → 資料 1.77 「川越地区消防組合消防団条例」 参照 』

□出動基準

市長（水防管理者）は、消防組合又は消防団に出動命令を下すのは、おおむね次の場合とする。

- ・ 水防警報により出動が要請されたとき
- ・ 埼玉県（県水防本部）から出動の指示があったとき
- ・ 市長（水防管理者）が必要と認めたとき

② 水防活動

水防組織等の活動は、埼玉県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

- ・ 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- ・ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定（水防法第21条）し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。
- ・ 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。
- ・ 巡視に際しては、埼玉県川越県土整備事務所と緊密な連絡を保ち実施するものとする。

『 → 資料 2.37 「特別監視班担当地域一覧（水害対策）」 参照 』

『 → 資料 2.38 「現地調査班担当地域一覧（水害対策）」 参照 』

3.2 決壊時の処置

【現地調査班、河川班、消防組合、消防団】

(1) 決壊時の処置

① 通報

市長（水防管理者）、消防機関の長又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を埼玉県川越県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを埼玉県知事、関係各警察署その他必要な機関に連絡するものとする。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、市長（水防管理者）は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を要請する。

③ 居住者等の水防義務

市長（水防管理者）、消防機関の長又は消防団長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

① 立退き及び立退予定地等の住民への周知

市長（水防管理者）は、洪水により著しい危険が切迫し、必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第29条による立退き又はその準備を指示する。

また、市長（水防管理者）は、立退き予定地、立退き経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくものとする。

② 立退きの通知

市長（水防管理者）は、立退きを指示した場合、直ちに埼玉県知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者（市長）は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、埼玉県知事に対してその旨を報告しなければならない。

3.3 応援の要請

【本部班】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

① 協力応援

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して、必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者（市長）又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者（市長）は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

② 県土整備事務所の指導

埼玉県川越県土整備事務所は、管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い、必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。

ただし、協議が整わない場合は、埼玉県知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、市において発生する各種の災害に際し、市民の生命・財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

3.4 水防信号

【本部班】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動にあたらせる。

「本部班」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第 193号）第20条に基づく水防信号

信 号	サイレン信号	事 項
第1信号	5秒 ●—15秒 5秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●—6秒 5秒 ●—6秒	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●—5秒 10秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●—5秒 1分 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの

備考) 1. 信号は、適宜の時期継続するものとする。

2. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

3.5 公用負担

【関係各班】

(1) 公用負担の権限

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他資材の使用又は収用
- ・ 車両その他運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他障害物の処分

(2) 損失補填

水防管理者（市長）は、公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

3.6 土砂災害対策活動

【本部班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、消防団】

(1) 土砂災害警戒情報の活用

本市域においては、3か所の急傾斜地崩壊危険箇所を有し、また、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域が6箇所、土砂災害特別警戒区域が4箇所指定されており、台風や集中豪雨では崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。

《参考》

◆「埼玉県土砂災害警戒情報システム」

インターネットにより、県内における「土砂災害警戒情報の発表状況」、「注意報、警報の発表状況」及び「土砂災害危険度」を把握することができる。

- ・パソコン・スマートフォン：<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/>
- ・携帯電話：<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/mobile/>

(2) 情報の収集・伝達

- ① 「本部班」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 「本部班」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、自主防災組織、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 「本部班」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(3) 避難誘導

「現地調査班」は、危険箇所周辺の住民等の避難にあたっては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。

「要配慮者支援班」は「現地調査班」及び消防団と連携し、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な要配慮者に対して、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(4) 二次災害の防止

市及び埼玉県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- ・ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難情報を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施
- ・ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- ・ 「情報整理班」は、「関係各班」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、「本部班」に伝達する。
「本部班」は、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡する。
- ・ 「特別監視班」及び「道路班」は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の状況を確認する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ・ 「関係各班」は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第4 避難活動

本市への台風の接近、集中豪雨等に伴い、災害が発生するおそれがあるときは、市民の人命及び身体の保護のため、市長は、特に必要がある場合は、市民に対して避難情報を発令する。さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難所まで誘導しなければならない。

4.1 避難情報

4.2 警戒区域の設定

4.3 避難誘導及び移送

4.4 避難所の開設

4.5 避難者名簿の作成

4.6 埼玉県への報告

4.7 広域避難のための避難場所の調整

4.8 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

「避難活動」	
事項	担当班
4.1 避難情報 (1) 実施責任者 (2) 避難情報の発令基準 (3) 避難情報の伝達内容と伝達方法 (4) 避難情報と市民等に求める避難行動 (5) 避難情報の解除 (6) 関係機関の相互連絡	本部班、消防組合、警察署
4.2 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、河川班、消防組合、警察署
4.3 避難誘導及び移送	本部班、河川班
4.4 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順	本部班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、避難所連絡班、避難所運営班、広報班、各施設管理者
4.5 避難者名簿の作成	避難所運営班
4.6 埼玉県への報告	本部班
4.7 広域避難のための避難場所の調整	本部班
4.8 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ	要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団

4.1 避難情報

【本部班、消防組合、警察署】

市長は、住民等の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要がある場合は、地域の住民や来街者等の市民等に対して避難情報を発令する。

(1) 実施責任者

避難指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民等に危険が切迫し、市民等を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が実施するものである。なお、避難指示の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

■避難指示の実施責任者とその要件等

実施責任者	要 件	根拠法令
市長 (市長が事務を行うことができない場合は知事)	市民の生命、又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める市民等に対し、避難のための立退きを指示する。	災対法第60条
警察官	・市長が避難情報をできないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	地すべり等防止法第25条

(2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、川越市避難情報の判断・伝達マニュアル【水害・土砂災害】に定める。

水害については、水位等の基準を参考に、国又は県が発表する洪水予報、降雨予測や現状の水位、河川巡視等、現地の情報を含め、総合的に判断し、発令するものとし、土砂災害については、土砂災害警戒情報の発表や気象庁及び埼玉県による土砂災害発生危険性の予測、前兆現象の発見等を含めて総合的に判断し、発令する。

国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に水位情報に係る通知を行う。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国（国土交通省、気象庁）及び都道府県は市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて必要な助言等を行うものとする。

(3) 避難情報の伝達内容と伝達方法

避難情報は、次表の伝達内容を明示して行うものとし、対象者や対象地域を明確にするとともに、避難先等のとるべき避難行動がわかるように伝達する。さらに、伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、市長は、必要と認める地域の市民等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を適宜、指示する。なお、このほか必要に応じて自主避難について呼びかけを行う。避難の必要がなくなった場合についても、速やかに同様の方法で伝達する。

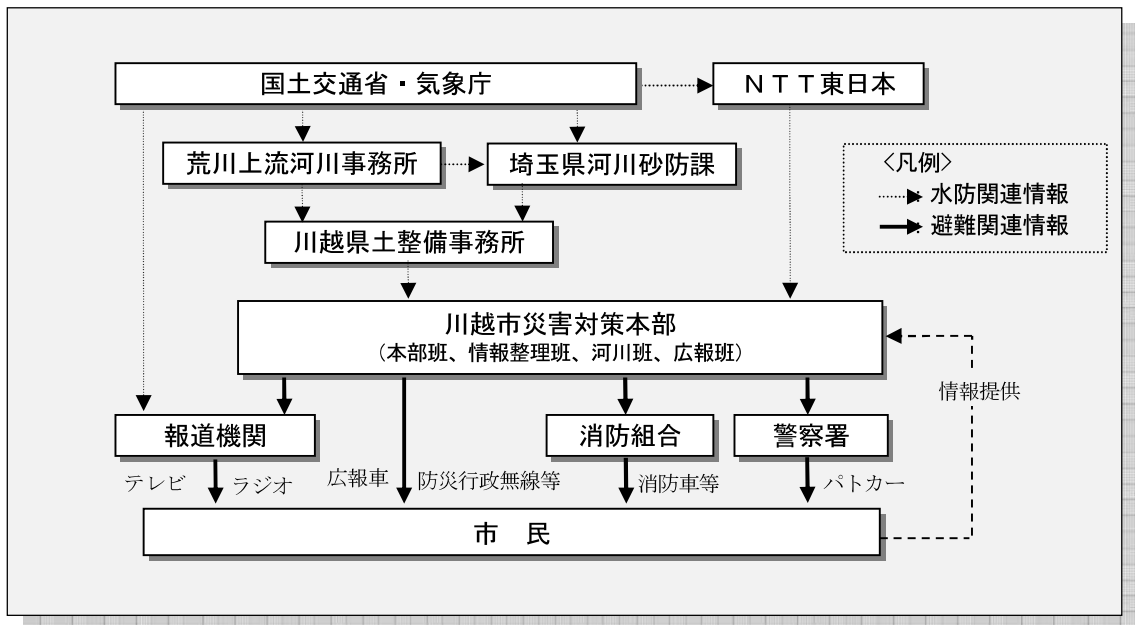
■避難情報の伝達内容と伝達方法

区 分	伝達内容	伝達方法
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・対象者（高齢者や障害のある方など避難に時間を要する者） （その他、避難指示と共通）	・防災行政無線（同報系） ・広報車、消防車両 ・市ホームページへの掲載 ・緊急速報エリアメール（緊急速報メール） ・ツイッター、フェイスブック、LINE ・防災情報メール
【警戒レベル4】 避難指示	・発令者 ・発令の理由 ・対象地区 ・避難先（避難所等） ・その他必要事項	・各市民センターでの情報提供 ・自主防災組織（地区・自治会・避難支援関係者）の会長（FAX、電話） ・テレビ、ケーブルテレビによる放送及び文字表示（J:COM）、ラジオ、コミュニティFMによる放送（小江戸FM）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・避難先（相対的に安全な場所） （避難先以外は避難指示と共通）	・埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、埼玉県公式スマホアプリ「ポケットブックさいたま」、Lアラート（災害情報共有システム）による情報の配信 ・関係機関の広報（消防車等、パトカー）

注）要配慮者については、視覚障害者は電話、口頭、聴覚障害者はファクシミリ等、日常的に福祉関係で実施している連絡体制を有効に活用する。

また、広報車で伝達する場合は、広報担当者の安全確保に配慮する。

■情報の伝達系統図



□災害の発生状況に関する情報

○河川が氾濫する等の災害が発生したこと

発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。

○災害の拡大についての今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

- ・危険地区住民への避難情報
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと。
- ・冷静に行動すること。

(4) 避難情報と市民等に求める避難行動

市は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行う。市民や施設管理者等に対して求める避難行動は、以下のとおりとする。

■避難情報と住民等に対して求める避難行動

避難情報	発令時の状況	住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 ^{※1} 又は切迫 ^{※2} している状況	＜警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合＞ ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りべき行動を検討する。

※1 災害発生：堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生

※2 災害の切迫：水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるかと判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況

■用語の定義

用 語	定 義
避難	災害から命を守るための行動
立退き避難	指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
近隣の安全な場所	指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全で浸水しない場所・建物等
屋内安全確保	その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。 自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。 ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと ・自宅等に浸水しない居室があること ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること
緊急安全確保	居住者等が適切なタイミングで立退き避難しなかった等のために、安全に避難できない可能性がある状況（災害が発生直前又は既に発生している可能性が高い等）に陥った場合に、相対的に安全な場所（自宅・近隣施設の少しでも高い場所等）へ避難すること。

(5) 避難情報の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

(6) 関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、埼玉県にその内容について報告しなければならない。
また、川越警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供をする。

埼玉県その他の機関が避難の措置を実施した場合も、同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の埼玉県等への報告事項

- ・災害の様態及び被害の状況
- ・避難対象地域、住民数
- ・指示を発した日時
- ・避難所

4.2 警戒区域の設定

【本部班、河川班、消防組合、警察署】

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市長、その委任を受けた市長の職権を行う市職員、消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第63条の職権を行使した場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条第2項 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、市長又は市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条第3項
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第23条の2

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難情報の伝達方法を準用する。

4.3 避難誘導及び移送

【本部班、河川班】

本事項については

第2編 第2章 第2節 第12『12.4 避難誘導及び移送』（p2-264）を準用する。

ただし、風水害の避難誘導における留意事項は、次のとおりである。

- ・誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
- ・誘導にあたっては、できるだけ自治会単位の集団避難を行うものとする。
- ・避難行動要支援者については、その身体的状況等に配慮して車両等により移送する。また、介護者も同様とする。
- ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をおこさない最小限度のものとする。

4.4 避難所の開設

【本部班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、避難所連絡班、避難所運営班、広報班、各施設管理者】

台風や集中豪雨などで河川の氾濫や内水氾濫が想定される場合、避難所を開設する。

勤務時間中に避難所の開設を行う場合は、市立の各学校が「本部班」又は「学校教育班」から連絡を受け、これを行う。

(1) 避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とする。

水害時には全ての避難所を開設せず、浸水が想定されない地域の避難所を開設することを原則とするが、状況に応じて洪水浸水想定区域内の避難所を開設するものとする。

(2) 収容対象者

避難所への収容対象者は、次に示すとおりである。なお、避難所では市外在住者やホームレスなど、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（焼）、半壊（焼）、流出、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

○現実に災害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。（例：宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難情報が発令された場合
- ・避難情報は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3) 開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所運営班」又は施設の管理者が実施する（担当者は、複数指定しておくものとする。）。

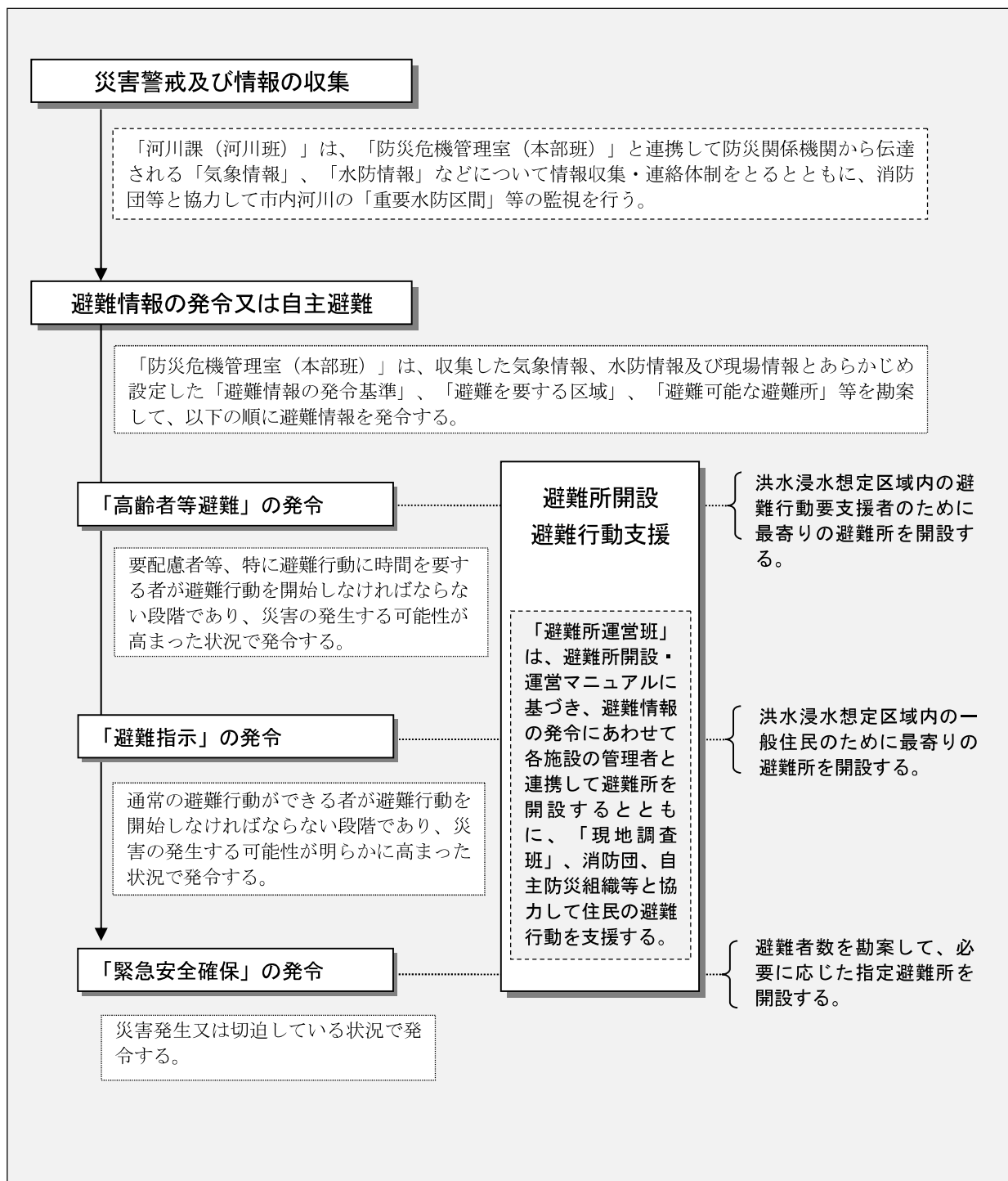
(4) 開設手順

避難所の開設に際しての留意事項及び開設手順を次に示す。

□開設に際しての留意事項

- ① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観及び内部について、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
- ② 電話、無線等により避難所開設を「防災危機管理室（災害対策本部が設置された場合は「避難所連絡班」）」に報告する。
報告の内容は、「開設の日時」、「場所」、「施設名」、「収容人員」等
- ③ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、おおむね1人当たり1.65㎡以上の面積を基本とし、床面へのテープ貼付、掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

■避難所の開設手順



注）避難所の開設から運営については「本章 第4節 『第3 避難所の運営』」を参照のこと。

4.5 避難者名簿の作成

【避難所運営班】

「避難所運営班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、「避難所連絡班」に報告する。

4.6 埼玉県への報告

【本部班】

市長（「本部班」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数、収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告する。

4.7 広域避難のための避難場所の調整

【本部班】

市は、市外への被災者の避難の必要がある場合は、他自治体との事前の協定締結に基づき、他自治体の避難場所へ被災者を受入れてもらえるよう調整を図ることを基本とする。

このほか、更なる受入れ調整が必要となる場合、市は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、必要に応じて市は国へ広域避難について助言を求めることができる。

4.8 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団】

本事項については

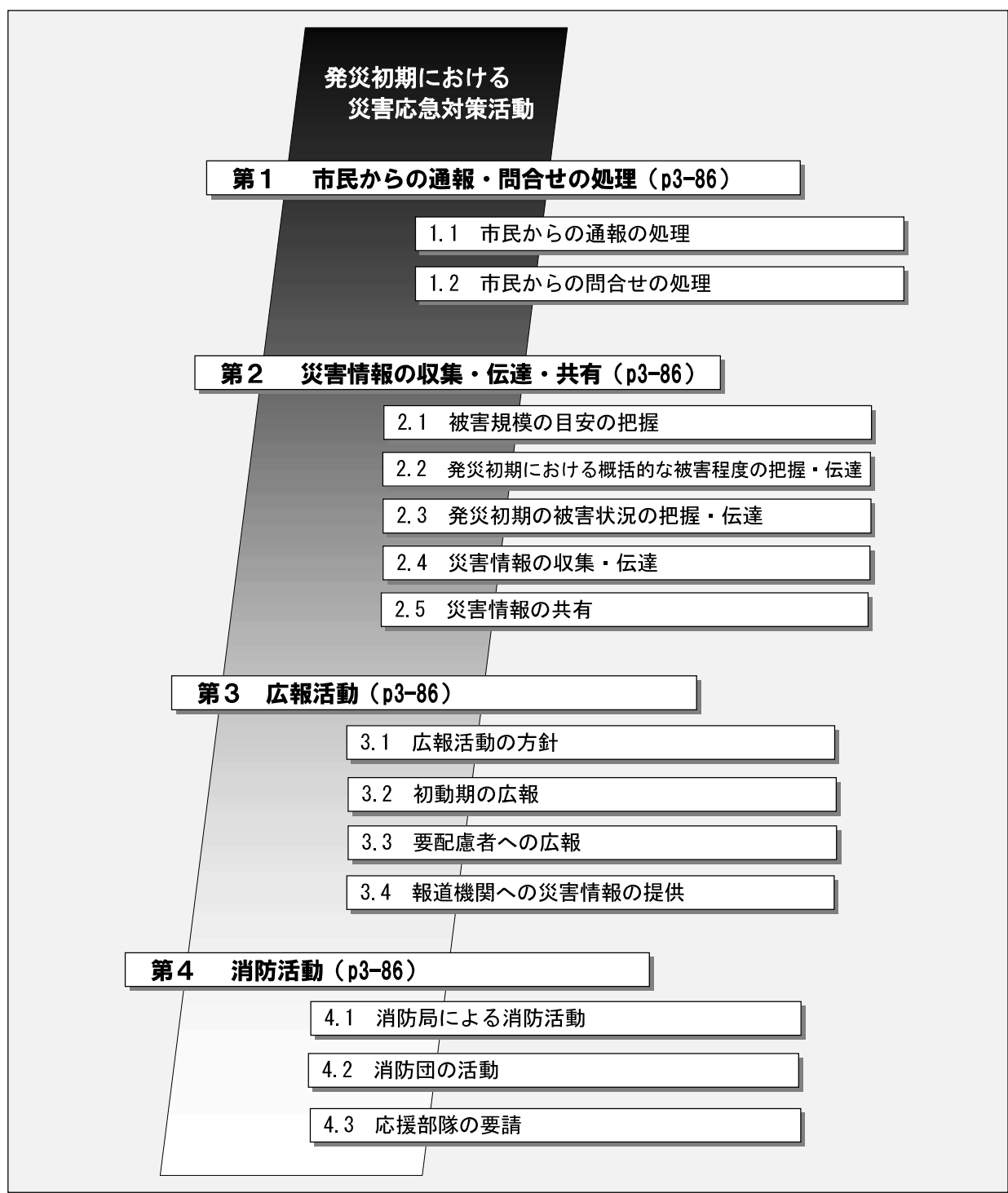
第2編 第2章 第2節 第12『12.6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ』
(p2-270)を準用する。

第3節 発災初期における災害応急対策活動

災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

発災初期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。なお、本市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。

本市における活動項目は、次に示すとおりである。



発災初期における
災害応急対策活動

第5 救助・救急（p3-87）

5.1 活動方針

5.2 活動要領

第6 医療救護（p3-87）

6.1 医療に関する情報の収集・伝達

6.2 初動医療体制

6.3 負傷者等の搬送体制

6.4 後方医療体制

6.5 被災医療機関への支援

第7 交通対策（p3-87）

7.1 発災直後の交通対策の実施要領

7.2 交通対策の方法

7.3 交通規制等の法的根拠

第8 緊急輸送道路の確保（p3-87）

8.1 道路の被害状況の把握

8.2 交通障害物の除去

8.3 除去作業上の留意事項

第9 緊急輸送手段の確保（p3-88）

9.1 緊急輸送車両の確保

9.2 緊急輸送車両の管理と運用

9.3 緊急輸送車両の確認

9.4 その他の輸送手段

9.5 災害救助法が適用された
場合の実施基準

9.6 燃料の確保

発災初期における
災害応急対策活動

第10 二次災害の防止（p3-88）

10.1 建築物・構造物の二次災害防止

10.2 民間建物の応急危険度判定

10.3 水防活動

10.4 危険物等による二次災害防止活動

10.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

第11 給水活動（p3-88）

11.1 被害状況の把握

11.2 給水体制の確立

11.3 広 報

11.4 施設の応急復旧

11.5 応援要請及び受入れ

11.6 災害救助法が適用された場合の費用等

第12 食料の供給（p3-88）

12.1 食料需要及び供給能力の把握

12.2 食料の供給基準

12.3 食料の調達・供給

12.4 災害救助法が適用された場合の費用等

第13 生活必需品等の供給・貸与（p3-89）

13.1 生活必需品等の需要の把握

13.2 生活必需品等の調達・輸送

13.3 生活必需品等の配分

13.4 災害救助法が適用された場合の費用等

発災初期における
災害応急対策活動

第14 要配慮者の安全確保（p3-90）

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

14.2 外国人の安全確保

第15 遺体の取扱い（p3-95）

15.1 遺体の捜索

15.2 遺体の処理

15.3 遺体の埋・火葬

第16 ライフラインの応急対策（p3-95）

16.1 上水道施設

16.2 下水道施設

16.3 ガス施設

16.4 電力施設

16.5 電気通信施設

16.6 関係機関との調整

第17 公共施設等の応急復旧（p3-95）

17.1 公共建築物

17.2 道路施設

17.3 河川施設

17.4 農業集落排水処理施設

17.5 鉄 道

17.6 その他の施設

第18 帰宅困難者への支援（p3-96）

18.1 情報の提供等

18.2 一時滞在施設の開設・運営

18.3 帰宅活動への支援

第1 市民からの通報・問合せの処理

災害の発生に伴う市民からの通報及び問合せに対する処理については、以下のように定める。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第2 市民からの通報・問合せの処理』 (p2-212)
を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』 (p2-215)
を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため「情報整理班」及び「広報班」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第4 広報活動』 (p2-223) を準用する。

第4 消防活動

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水、障害物の落下等により、人的な被害が予想される。

このことから消防組合は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第5 消防活動』 (p2-228) を準用する。

第5 救助・救急

大規模災害の発生時は、土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第6 救助・救急』（p2-233）を準用する。

第6 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』（p2-238）を準用する。

第7 交通対策

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出・救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第8 交通対策』（p2-244）を準用する。

第8 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第9 緊急輸送道路の確保』（p2-248）を準用する。

第9 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第10 緊急輸送手段の確保』（p2-251）を準用する。

第10 二次災害の防止

本市は関係機関と協力して、大規模な風水害による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第11 二次災害の防止』（p2-255）を準用する。

第11 給水活動

市は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第13 給水活動』（p2-271）を準用する。

第12 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を来した者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第14 食料の供給』（p2-276）を準用する。

第13 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第15 生活必需品等の供給・貸与』（p2-281）
を準用する。

第14 要配慮者の安全確保

本市は、自治会、自主防災組織等と協力して、災害時において避難情報の入手が困難であったり、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの、要配慮者に対する安全の確保及び必要な支援体制を確立する。

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

14.2 外国人の安全確保

「要配慮者の安全確保」	
事項	担当班
14.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 高齢者等避難等の伝達 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 (4) 名簿に登載されていない要配慮者の避難支援・安全確保 (5) 避難所における支援 (6) 福祉避難所の開設 (7) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (8) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (9) 仮設住宅における配慮	本部班、 要配慮者支援班、 広報班、建築住宅班、 保健班、市民班
14.2 外国人の安全確保	本部班、広報班、 国際班、市民班

14.1 高齢者、障害者等の安全確保

【本部班、要配慮者支援班、広報班、建築住宅班、保健班、市民班】

(1) 高齢者等避難等の伝達

市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対し、避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令する。

① 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の在宅の避難行動要支援者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線（固定系）のほか広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。避難支援等関係者は、高齢者等避難に従い、避難行動要支援者に対する避難の支援活動を開始する。

② 洪水浸水想定区域の要配慮者関連施設への避難情報の伝達

「要配慮者支援班」は、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者関連施設に対して、高齢者等避難等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。また、土砂災害の危険が高まっている場合は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設に対して同様の手段で高齢者等避難を伝達する。

『 → 資料2.33「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」参照 』

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- ① 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- ② 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- ③ 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- ④ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に登載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

市は、名簿に登載されていない妊産婦や乳幼児等の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

(5) 避難所における支援

市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。

□避難所における支援内容

- ・ 要配慮者の要望把握や安全確保（DV 被害の防止等）のために、福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓口を開設する。
- ・ インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状態の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- ・ 介護用品、生理用品等の確保
- ・ 障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- ・ 要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- ・ 介助入浴サービスの実施
- ・ 要配慮者に配慮した情報提供体制
- ・ 出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置
- ・ 空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。

このほか、本市は、埼玉県災害福祉支援ネットワークに参画しており、当該ネットワークから派遣される福祉専門職と連携し、避難所における要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行うものとする。

(6) 福祉避難所の開設

避難所での生活において、特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設し保護する。開設にあたっては、福祉避難所運営マニュアルに基づき実施する。

なお、福祉避難所への移動については、原則、家族等の介助者の協力により行うものとするが、家族の協力が得られない場合は、十分に安全の確認をしたうえで地域住民やボランティア等により移送するか、市が協力し移送を行う。このほか、福祉施設等で移送手段が確保できる場合には、避難所から福祉避難所への移送協力を求めるものとする。

(7) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、施設管理者と連携し社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入れ先の確保及び移送

「要配慮者支援班」は、医療機関、社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部班」を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

「要配慮者支援班」は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(8) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、関係機関、自主防災組織等と連携して在宅の避難行動要支援者の安全を確保する。

① 安否確認

民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関、地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅の避難行動要支援者を救助する。

③ 受入れ先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入れ先として、医療機関、社会福祉施設、福祉避難所等を確保する。また、輸送車両を確保し、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て移送する。

④ 情報提供

在宅や避難所等にいる要配慮者に対して情報を提供するため、ファクシミリ等による

情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 生活救援物資の供給

避難行動要支援者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。

配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

⑥ 相談窓口の開設

「要配慮者支援班」は「市民班」と連携して、市役所や市民センター等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、介護職員、保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルヘルスケア等の巡回サービスを実施する。

(9) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る要配慮者への配慮事項を次に示す。

- ・ 仮設住宅には優先的に入居。
- ・ 要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
- ・ トイレとの距離が遠くないこと。
- ・ 車いすが使用可能なこと。

1 4. 2 外国人の安全確保

【本部班、情報整理班、広報班、国際班、市民班】

本事項については

第2編 第2章 第2節 第16 『16.2 外国人の安全確保』 (p2-288)
を準用する。

第15 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の搜索、処理及び埋・火葬は、次に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、埼玉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第17 遺体の取扱い』（p2-290）を準用する。

第16 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第18 ライフラインの応急対策』（p2-295）を準用する。

第17 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第19 公共施設等の応急復旧』（p2-304）を準用する。

第18 帰宅困難者への支援

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は46,790人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は47,399人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県）。

そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、帰宅困難者への支援を行うものとする。

本事項については

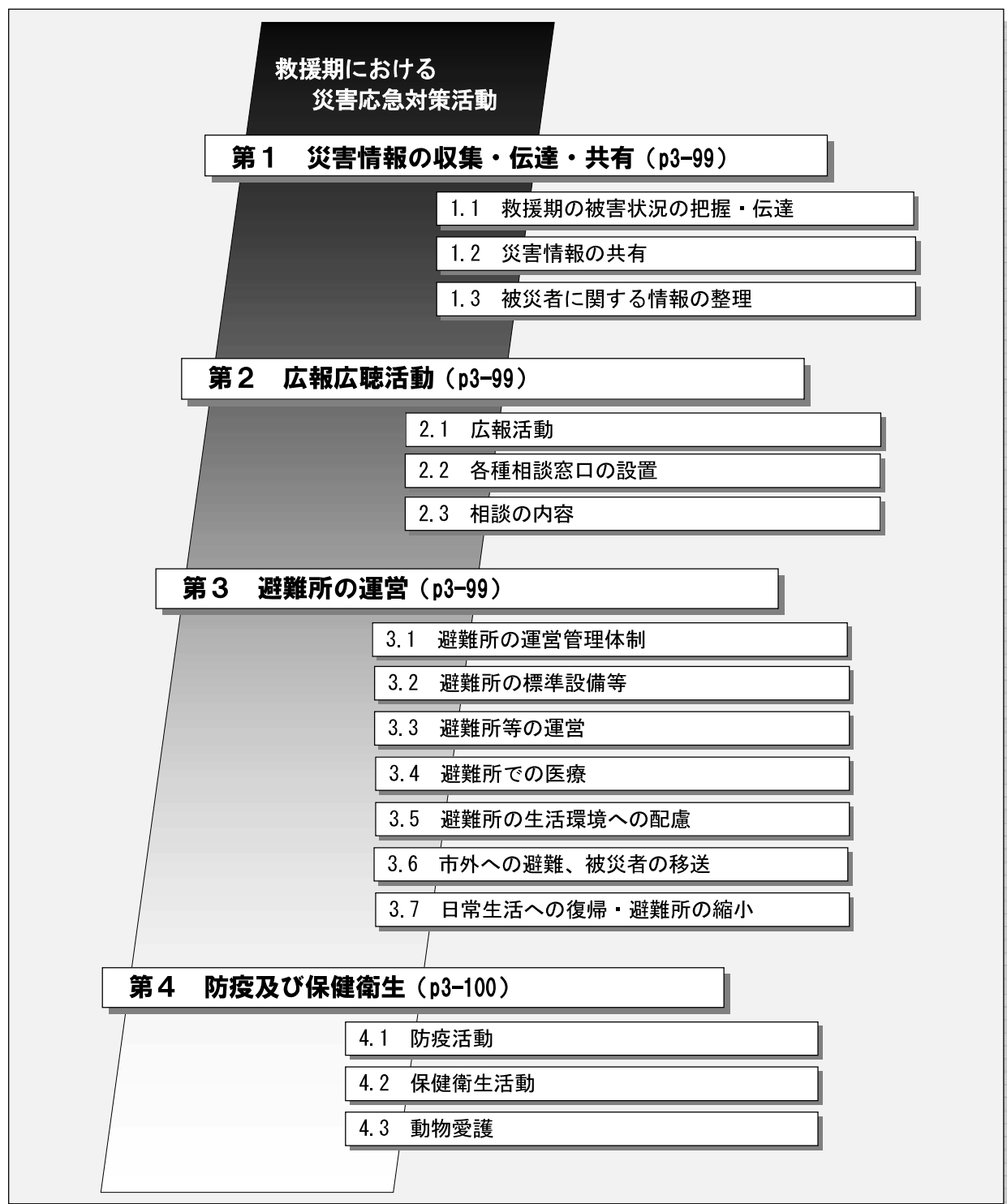
第2編 第2章 第2節 『第20 帰宅困難者への支援』（p2-313）を準用する。

第4節 救援期における災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

救援期における活動項目は、次に示すとおりである。



救援期における
災害応急対策活動

第5 廃棄物対策（p3-100）

- 5.1 処理体制の整備
- 5.2 災害廃棄物等の処理
- 5.3 仮置場の確保
- 5.4 災害廃棄物処理計画の策定
- 5.5 市民への広報

第6 住宅の確保（p3-100）

- 6.1 被災住宅の応急修理
- 6.2 応急仮設住宅の設置
- 6.3 既存住宅の活用

第7 文教・保育対策（p3-101）

- 7.1 応急教育
- 7.2 応急保育
- 7.3 社会教育施設対策
- 7.4 文化財の保護対策

第8 商工・農業対策（p3-101）

- 8.1 商工業対策
- 8.2 農業対策

第9 義援金品の受付、配分（p3-101）

- 9.1 義援金品の募集
- 9.2 義援金品の受付
- 9.3 義援品の保管及び配分
- 9.4 義援金の保管及び配分

第10 労働力の確保（p3-101）

- 10.1 労働力の確保
- 10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第1 災害情報の収集・伝達・共有』（p2-320）
を準用する。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第3節 『第3 広報活動』」による市民等への広報を積極的に行う。

被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。その際、市外への避難者に対する広報についても留意する（広報の方法等については「本章 第3節 『第3 広報活動』」による）。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

なお、外国人に対してもボランティア通訳等を配置し、相談に努めるものとする。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第2 広報広聴活動』（p2-322）を準用する。

第3 避難所の運営

避難所の運営は、市の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』（p2-326）を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等の蔓延が懸念される。

また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、本市は、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第4 防疫及び保健衛生』（p2-334）を準用する。

第5 廃棄物対策

荒川氾濫による広範囲にわたる浸水被害により、大量の瓦礫等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

本市は、被災地の住民の生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、もって被災地の環境の保全を図るものとする。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第5 廃棄物対策』（p2-339）を準用する。

第6 住宅の確保

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の供与を講じるとともに、罹災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第6 住宅の確保』（p2-345）を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、「学校教育班」、私立学校設置者及び「要配慮者支援班」は、関係機関の協力を得て児童生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は、市内文化財について応急対策を講ずるものとする。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第7 文教・保育対策』（p2-351）を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による市内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を講ずるものとする。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第8 商工・農業対策』（p2-359）を準用する。

第9 義援金品の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、川越市義援金運営委員会を組織し、十分に協議のうえ策定した配分計画に従い配分する。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第9 義援金品の受付、配分』（p2-361）を準用する。

第10 労働力の確保

「職員班」は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

本事項については

第2編 第2章 第3節 『第10 労働力の確保』（p2-364）を準用する。

第3章 風水害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良・復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

（計画内容は、震災復旧・復興計画を準用する。）

風水害復旧・復興計画

第1節 施設の復旧・復興計画（p3-103）

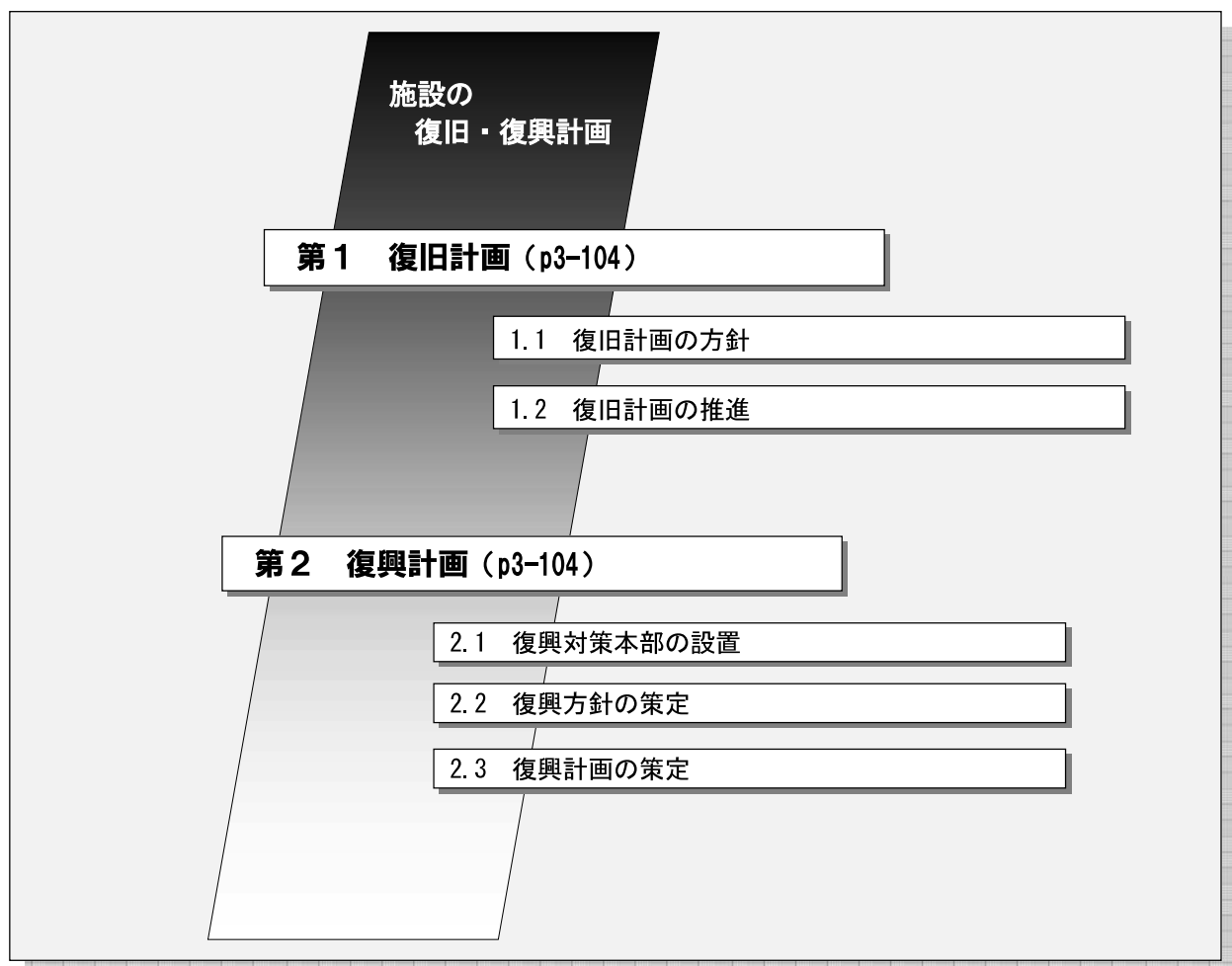
第2節 民生安定のための措置（p3-105）

第3節 激甚災害の指定（p3-107）

第1節 施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を実施するなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。



第1 復旧計画

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。

本事項については

第2編 第3章 第1節 『第1 震災復旧計画』（p2-368）を準用する。

第2 復興計画

災害復旧を進めたのちに、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

本事項については

第2編 第3章 第1節 『第2 震災復興計画』（p2-372）を準用する。

第2節 民生安定のための措置

大規模な風水害により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

民生安定の ための措置

第1 罹災証明書の発行（p3-106）

- 1.1 罹災証明書発行の概要
- 1.2 罹災証明書の発行体制の整備
- 1.3 罹災証明書発行の流れ
- 1.4 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

第2 被災者の生活確保（p3-106）

- 2.1 生活相談
- 2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
- 2.3 災害援護資金の貸付
- 2.4 被災者生活再建支援制度
- 2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度
- 2.6 住宅の再建
- 2.7 職業のあっせん
- 2.8 租税等の徴収猶予及び減免等
- 2.9 生活保護
- 2.10 借地借家の特例の適用に関する計画

第3 地域経済の復旧支援（p3-106）

- 3.1 農業関係融資
- 3.2 中小企業関係融資

第1 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

本事項については

第2編 第3章 第2節 『第1 罹災証明書の発行』（p2-375）を準用する。

第2 被災者の生活確保

風水害により被害を受けた市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

本事項については

第2編 第3章 第2節 『第2 被災者の生活確保』（p2-381）を準用する。

第3 地域経済の復旧支援

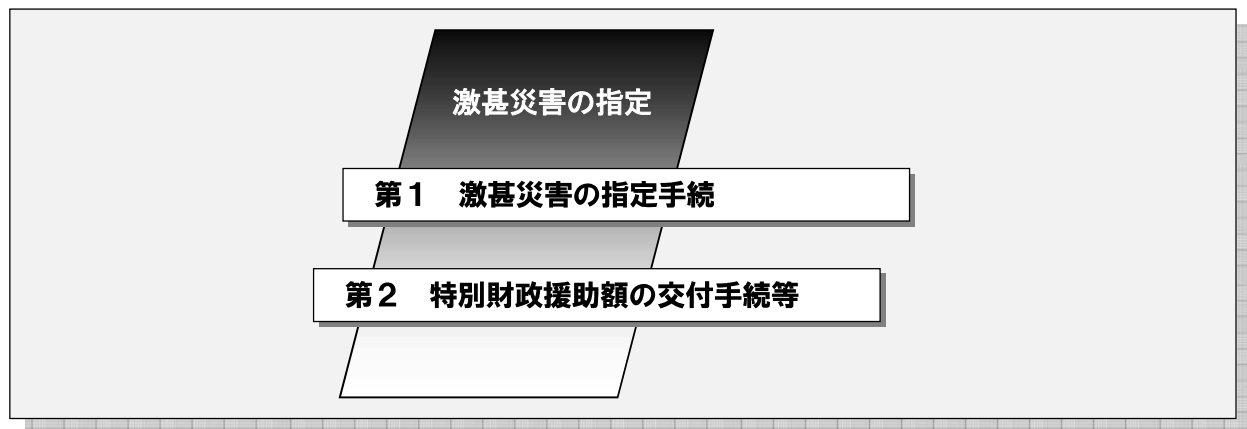
風水害により被害を受けた農林業者、中小企業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、農林業者及び中小企業者に対する融資を実施して、事業の安定を図る。

本事項については

第2編 第3章 第2節 『第3 地域経済の復旧支援』（p2-389）を準用する。

第3節 激甚災害の指定

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



本事項については

第2編 第3章 『第3節 激甚災害の指定』（p2-390）を準用する。

第4章 雪害対策計画

埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。この大雪に伴い、本市では農業施設への被害等が発生した。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を本計画に定めるものとする。

雪害対策計画

第1 雪害予防対策（p3-109）

- 1.1 市民等による雪害対策
- 1.2 情報通信体制の充実強化
- 1.3 避難所の確保
- 1.4 建築物の雪害予防
- 1.5 道路交通対策
- 1.6 鉄道等交通対策
- 1.7 ライフライン施設雪害予防
- 1.8 農業に係る雪害予防

第2 雪害時の応急活動（p3-113）

- 2.1 情報の収集・伝達・広報
- 2.2 道路機能の確保
- 2.3 警備・交通規制
- 2.4 避難所の開設・運営
- 2.5 医療救護
- 2.6 ライフラインの確保
- 2.7 地域における除雪協力
- 2.8 農業復旧支援

第1 雪害予防対策

大量の降雪による被害を低減するため、次の対策を講じる。



1.1 市民等による雪害対策

【防災危機管理室】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、平常時から除雪作業用品の準備・点検を行うとともに、市民自らが一定期間を耐えるための食料や飲料水の備蓄、家屋等の耐雪化を進め、さらに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

(1) 市民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を

備えておくよう心がけるものとする。

市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化

大雪時には、除雪や高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

1.2 情報通信体制の充実強化

【防災危機管理室】

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

1.3 避難所の確保

【防災危機管理室、教育財務課】

市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。
また、冬季のため、暖房器具や燃料等の確保・調達体制を整備する。

1.4 建築物の雪害予防

【関係各課】

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(3) 公共建築物への立入禁止措置の検討

建築物の設計荷重を上回る積雪があった場合には、建築物が倒壊するおそれがある。そのため、市は、大雪時における公共建築物への立入禁止措置について検討を行うものとする。

1.5 道路交通対策

【道路街路課、道路環境整備課】

(1) 道路交通の確保

市は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、関係事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

(2) 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ関係機関等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(3) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。
異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

1.6 鉄道等交通対策

【東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)】

市は、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者等と連携し、広く市民に周知する。

1.7 ライフライン施設雪害予防

【事業計画課、上下水道管理センター、水道課、東京電力パワーグリッド(株)、
都市ガス事業者（一社）埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

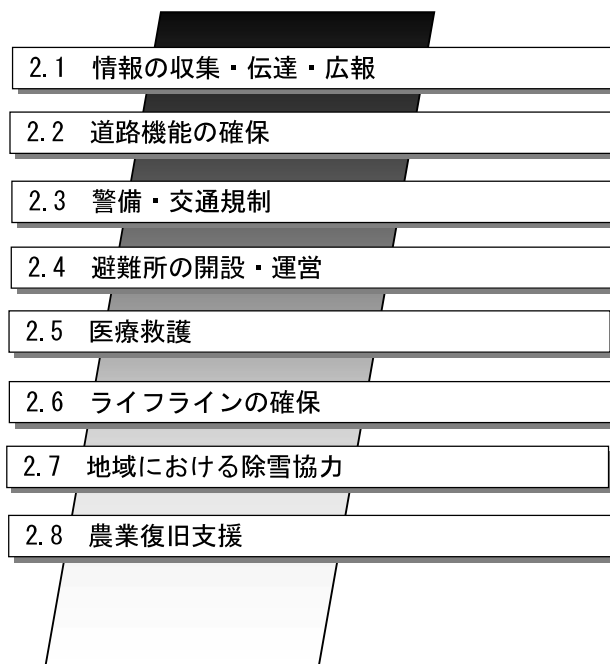
1.8 農業に係る雪害予防

【農政課】

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

第2 雪害時の応急活動

大量の降雪により発生した各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。



2.1 情報の収集・伝達・広報

【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、広報班、情報処理班】

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』（p2-214）及び『第4 広報活動』（p2-222）を準用する。

2.2 道路機能の確保

【交通・帰宅困難者支援班、道路班】

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

市は、異常な積雪時には、優先除雪道路の交通確保を最優先とし、関係機関及び関係団体等に応援を要請し、機械及び人員を集团的に動員して除雪を行うものとする。また、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

なお、除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保に配慮する。

さらに、市は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県や警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

2.3 警備・交通規制

【交通・帰宅困難者支援班、道路班】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(1) 交通規制

① 緊急交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。交通規制にあたっては、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすことのないよう、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とする。

② 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、除雪を行う。積雪により大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすことのないよう、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とする。

なお、道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察署に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた警察署は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第8 交通対策』（p2-243）を準用する。

2.4 避難所の開設・運営

【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、学校教育班】

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民等を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』（p2-259）及び 第2章 第3節
『第3 避難所の運営』（p2-325）を準用する。

2.5 医療救護

【医療班、保健班、福祉班、消防組合】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』（p2-237）を準用する。

2.6 ライフラインの確保

【上下水道管理班、ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市は、県と連携し、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

本事項については

第2編 第2章 第2節 『第18 ライフラインの応急対策』（p2-294）を準用する。

2.7 地域における除雪協力

【自主防災組織】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

2.8 農業復旧支援

【農政班】

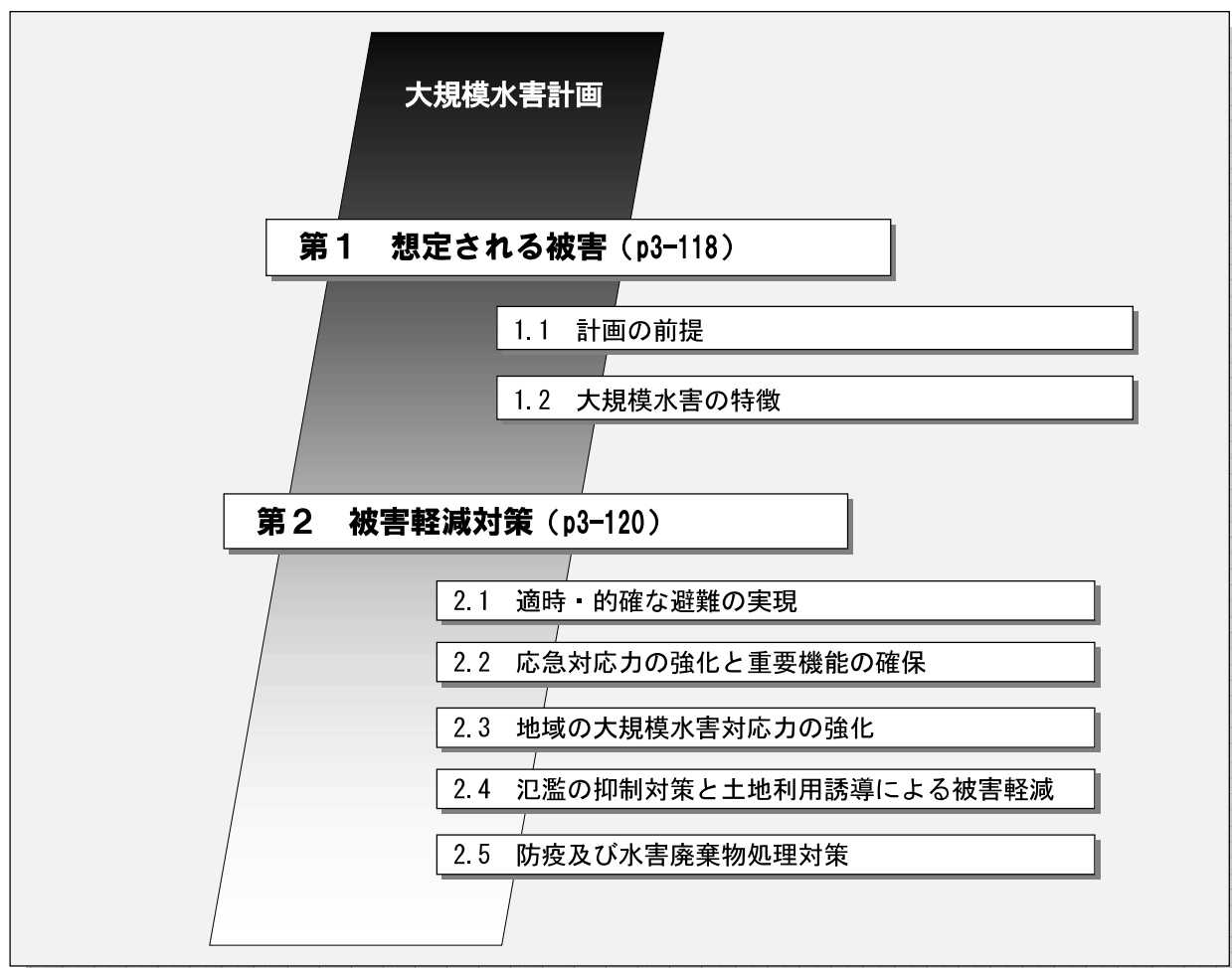
農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

第5章 大規模水害計画

近年、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では本市においても越辺川が氾濫し、甚大な被害が発生した。荒川流域に位置し、荒川をはじめ入間川や新河岸川等、多くの河川が流下する本市は、今後も大規模水害の発生が危惧されるところである。

一方、大規模水害対策については、中央防災会議の「大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）」で検討され、平成24年9月、「首都圏大規模水害対策大綱」が策定された。これに続き、首都圏における大規模水害広域避難検討会では、大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向けて検討が進められている。また本市においても、荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」に参画し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う「流域治水」に取り組んでいるところである。

こうした背景を踏まえ、大規模水害に対応するため、必要な事項を本計画に定めるものとする。



第1 想定される被害

大規模水害計画の前提及び被害の特徴を次に示す。

1.1 計画の前提

1.2 大規模水害の特徴

1.1 計画の前提

(1) 中央防災会議による大規模水害に係る被害想定結果

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会による荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定結果は次のとおりである。

□各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

（条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日）

類型名	想定決壊箇所	浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口（人）
①元荒川広域はん濫	鴻巣市大芦地先 左岸 70km	約 200	約 450,000
②荒川左岸低地はん濫	川口市河原町地先 左岸 21km	約 170	約 1,600,000
③入間川合流点上流はん濫	川島町山ヶ谷戸地先 右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地はん濫	北区志茂地先 右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型はん濫	墨田区墨田地先 右岸 10km	約 90	約 1,000,000

(2) 計画の前提

本市は、(1)で想定された箇所の決壊による影響はあまりない。しかしながら、決壊箇所によっては本市においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。

そのため、大規模水害への対応について、本計画に定めるものとする。

1.2 大規模水害の特徴

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

浸水面積や浸水区域内人口が広域かつ大規模な浸水となることも想定される。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

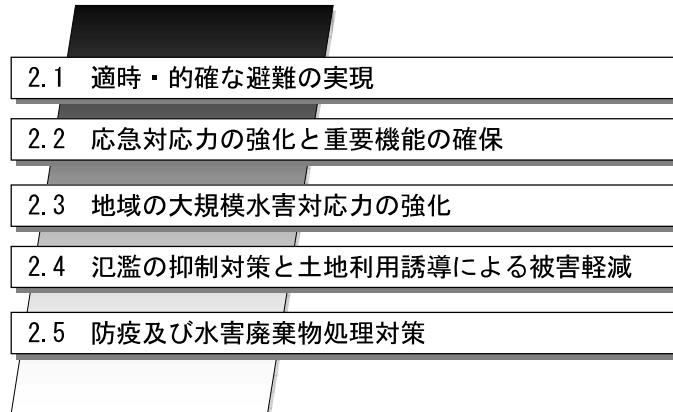
ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(5) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第2 被害軽減対策

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。



2.1 適時・的確な避難の実現

【防災危機管理室、関係各課】

荒川については、広域かつ大規模な浸水が想定されており、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域もある。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、防災関係機関と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々な情報伝達手段を用いてわかりやすく発信する。

(4) 適時・的確な避難情報の発令

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

(5) 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

(6) 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

市は、市を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

市は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認及び救助が実施できるよう、防災関係機関との連携体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、川越市医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2.2 応急対応力の強化と重要機能の確保

【防災危機管理室、河川課】

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応

急対策のために必要な防災拠点施設及び排水施設の機能維持を図る。

(1) 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

なお、大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

(2) 防災拠点の浸水危険性の把握

市は、大規模水害時における防災拠点の浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しい影響が生じる可能性の高い電源設備、情報通信機器等、停電時の対策を講じる。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

2.3 地域の大規模水害対応力の強化

【防災危機管理室、消防組合】

自主防災組織や消防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(1) 避難行動力の向上

市及び消防組合は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

(2) 水防活動の的確な実施

市は、消防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や設備配置に努める。

2.4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

【都市計画課、河川課、下水道課】

大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

なお、「本編 第1章 第1節 『第1 風水害予防計画』」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 治水対策の着実な実施

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理の着実な実施を関係機関に要請し、水害発生リスクの低減に努める。

(2) 排水対策の強化

市は、関係機関と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

(3) 土地利用誘導による被害軽減

市は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

さらに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

2.5 防疫及び水害廃棄物処理対策

【管財課、資源循環推進課、保健予防課、衛生検査課】

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

(1) 水害廃棄物の仮置場所の候補地の選定

市は、仮置場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置場所の必要量などの把握に努める。

(2) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体

や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理の検討に努める。

(3) 衛生環境の確保

市は、県と連携し、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

(4) 広域連携による衛生環境の確保

市は、県と連携し、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。